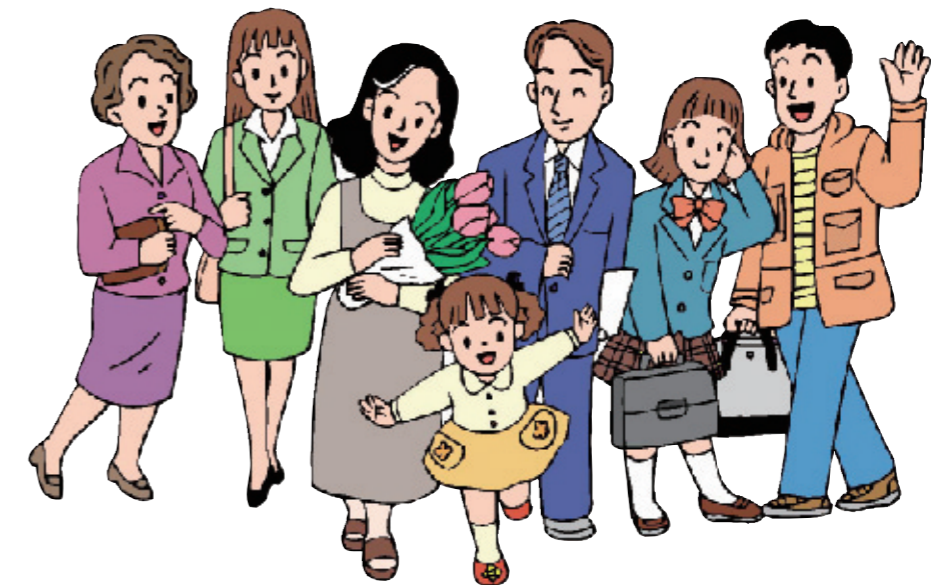


相良村次世代育成支援後期行動計画



平成22年3月
熊本県相良村



はじめに

近年、少子化が進行する中で、子育てに対する社会や家庭の意識の多様化が進み、共働き家庭の一般化や地域社会の連帯意識の希薄化などとともに、子育てやしつけに対する不安や負担感が増加しています。また、急速に進行する少子化は、国の社会保障制度の根幹を揺るがしかねない状況であり、経済活動への影響も懸念されております。

国においては、加速する少子化の流れを変え、社会全体での子育て支援対策を推進するため、平成15年7月に次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全ての地方公共団体及び一定数の従業員を雇用する企業に対し、今後10年間の行動計画の策定が指示されました。

国の動向をふまえ、本村においても、平成17年度に「心豊かに安心して子育てできる魅力あふれたむらづくり」を基本理念に「相良村次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもの健全な育成や子育て環境の整備を進めてきました。

今回、前期計画の期間が終了するにあたり、社会環境の変化や前期計画施策の進捗状況を踏まえ、施策の充実を図るため「相良村次世代育成支援後期行動計画」を策定いたしました。今後は、本計画を広く各方面にお示し、村民一人ひとりのご理解とご協力をいただきながら、着実に少子化対策を進めてまいりたいと思っておりますので、子どもたちの輝かしい未来と本村発展のため、更なるご尽力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、アンケートにご協力いただきました多くの皆様をはじめ、計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました相良村次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会の委員の皆様から感謝申し上げます。

平成22年3月

相良村長 徳田正臣

目 次

第1章 行動計画の背景・趣旨	3
1. 計画策定の背景	3
2. 計画策定の趣旨	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の位置づけ	5
第2章 行動計画の基本的事項	9
1. 基本理念	9
2. 計画の方向性	9
3. 重点的視点	10
4. 基本目標	11
(1) 地域における子育ての支援	11
(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	11
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	12
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	12
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	12
(6) 子ども等の安全の確保	13
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	13
5. 計画の基本体系	14
第3章 子どもと家庭を取り巻く現状	17
1. 人口・世帯の動向	17
(1) 人口の状況	17
(2) 世帯の状況	20
(3) 出生の状況	21
(4) 将来人口推計	22
2. 子育て支援サービス等の状況	23
(1) 保育所の状況	23
(2) 小学校・中学校の状況	23
(3) 保育サービスの状況	24
(4) 放課後児童クラブの状況	25

第4章 行動目標の設定	29
1. 基本目標に基づく施策の体系.....	29
2. 具体的推進施策の内容.....	32
(1) 地域における子育ての支援.....	32
(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進.....	36
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	39
(4) 子育てを支援する生活環境の整備.....	44
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	46
(6) 子ども等の安全の確保.....	47
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	49
3. 「特定12事業」に関する取組.....	51
(1) 「特定12事業」に係る目標事業量.....	51
第5章 行動計画の推進	57
1. 推進体制.....	57
2. 今後の課題.....	58
資料編	61
1. 児童人口推計.....	61
2. 子育て支援に対する意識・ニーズ.....	62
3. 相良村次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会委員名簿.....	86

第1章 行動計画の背景・趣旨

第1章 行動計画の背景・趣旨

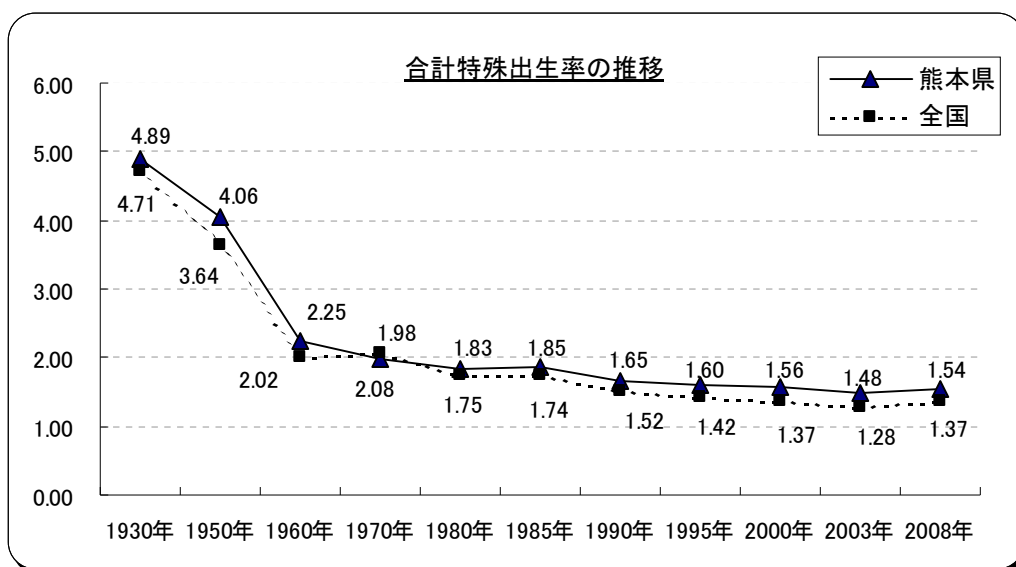
1. 計画策定の背景

平成 18 年 12 月に発表された「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、2055 年にあっても合計特殊出生率は 1.26 と推計され、わが国では少子化の進行が懸念されています。

平成 15 年 7 月に次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体、事業主や家庭による次世代育成支援対策への取り組みが行われてきました。本村においても、平成 17 年に「相良村次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもの健全な育成や子育て環境の整備を進めてきました。

少子化が進行する中で、子育てに対する社会や家庭の意識の多様化が進み、共働き家庭の一般化や地域社会の連帯意識の希薄化などとともに、子育てやしつけに対する不安や負担感が増加しています。このため、出産や子育てに関する様々な負担をできる限り軽減するとともに、家事や子育てに男女が協力して取り組むことや、地域社会全体で子育てを支援することが大切になっています。また近年では、働きながら結婚・出産、子育てや地域社会における活動など多様な生き方が選択できるよう、働き方の見直しにより「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現するための環境づくりが求められています。

前期計画の期間終了にあたり、このような社会的背景、社会環境の変化や前期計画施策の進捗状況を踏まえ、施策の充実を図るため「相良村次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。



厚生労働省統計情報部『人口動態統計』，総務省統計局『国勢調査報告』及び同『人口推計年報』に基づく。率算出の女子人口には1930～50年および2003年～2008年は総人口，1960～2000年は日本人人口を用いている。なお、年齢は5歳階級による。（年齢各歳で計算した全国値とは異なることがある）。1950～70年は沖縄県を含まない。

第1章 行動計画の背景・趣旨

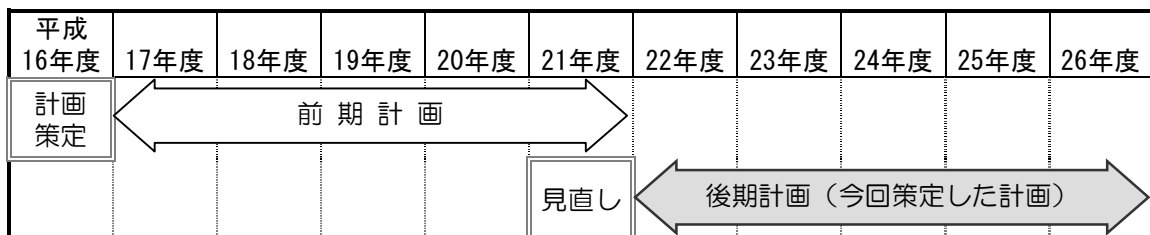
2. 計画策定の趣旨

本村では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制下の中で子育て支援事業を展開しています。

この次世代育成支援対策の理念として、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取組を行うことを基本として、住民が未来に希望をもって、また安心して子どもを生み育てることができる優しいまちづくりを目指し、「相良村次世代育成支援後期行動計画」を策定するものです。

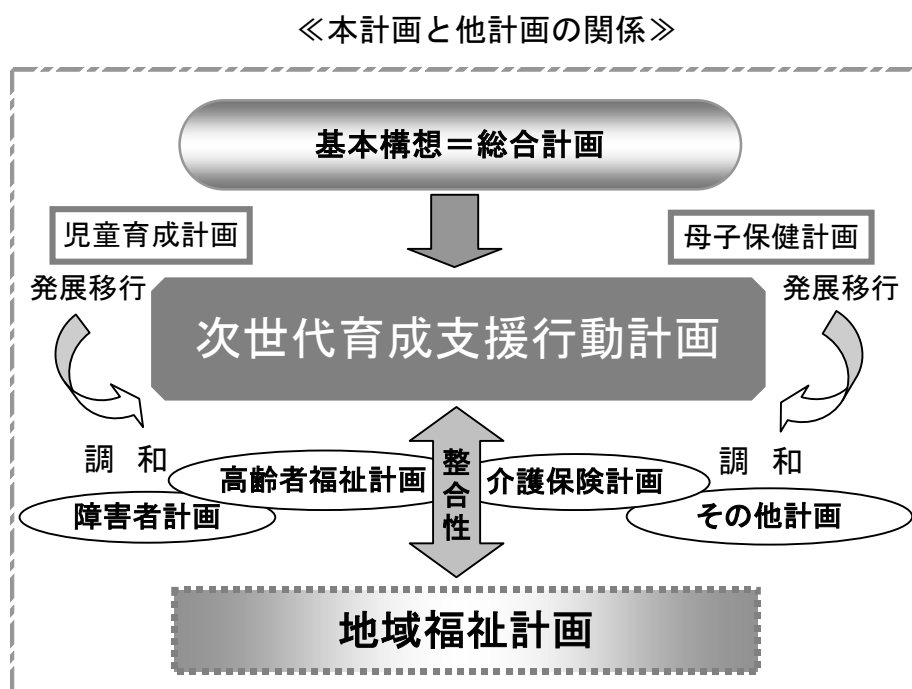
3. 計画の期間

行動計画は5年ごとに、5年間を計画期間として策定するものとされています。平成16年には、平成17年度から平成21年度までを計画期間とした前期計画を策定しました。それを引き継ぐ後期計画は、前期計画の進捗状況を踏まえて必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として、平成21年度に策定しました。



4. 計画策定の位置づけ

本計画は児童育成計画、母子保健計画を発展する形で、基本構想であるところの総合計画のもとに、今後策定される地域福祉計画の位置づけとの整合性を図り、高齢者福祉計画、障害者計画、その他の諸計画との調和を図ります。



第2章 行動計画の基本的事項

第2章 行動計画の基本的事項

1. 基本理念

本村の次世代育成支援対策の目指す方向性として次の基本理念を定めます。

『心豊かに安心して子育てできる魅力あふれたむらづくり』

本村では、次の世代に親となる子どもたちの健全な成長を地域全体で見守れるように様々な子育て支援サービスの充実を図り、『心豊かに安心して子育てできる魅力あふれたむらづくり』を目指します。

2. 計画の方向性

本計画の実現に向けて、基本理念の下、計画の方向性を以下のように定めます。

- 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることのこころ構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。
- 子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。
- 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- 子育て関連ならびに次世代の育成支援については、地域の社会的な条件などの特性をふまえ、ニーズ及び必要とされる支援策を推進します。

3. 重点的視点

今後の次世代育成支援対策の施策検討にあたり、以下の4項目を重点的な視点として推進します。
なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、行政が最大の努力をはらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、これらの視点をふまえ積極的に取組み、本計画の具体化に努めていく必要があります。

《視点その1》次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような方針を定めます。

子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

《視点その2》すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

《視点その3》子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

《視点その4》地域特性の視点

本計画においては、地域の特性を活かすことが重要です。このため、地域特性の視点として以下のような方針を定めます。

自然環境を考慮することや伝統的文化行事など、地域に根ざした活動を十分に活用した子育て支援並びに次世代育成のための推進策を図ります。

4. 基本目標

前項「3.重点的視点」を受け、具体的な行動目標の指針となる以下の基本目標を定めます。

(1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

即ち、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組めます。

- ◆地域における子ども支援ネットワークづくり
- ◆豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり
- ◆保育所サービスの充実
- ◆子育て支援サービスの充実
- ◆子育て支援ネットワークづくり
- ◆一時保育の推進

(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを生み、またすべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組めます。

- ◆子どもと子育て家庭にやさしいむらづくり
- ◆母子・思春期保健の確保と小児医療等の充実
- ◆「食育」の推進
- ◆妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを生ま育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

- ◆次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- ◆健やかに生ま育てる環境づくり
- ◆子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◆次代の親の育成
- ◆学校の教育環境の整備
- ◆有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる都市空間を整備します。

さらに安全で安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なむらづくりに取組みます。

- ◆子育て家庭を支援する地域づくり
- ◆子育てを支援する生活環境の整備
- ◆良好な住宅環境の確保
- ◆安全な道路交通環境の整備
- ◆安全・安心むらづくりの推進
- ◆各種保育施設・医療費などへの助成

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

さらに国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓蒙活動を推進します。

- ◆男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現
- ◆仕事と子育ての両立の推進

(6) 子ども等の安全の確保

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくてもすむむらづくりに取組みます。

- ◆交通安全の推進
- ◆犯罪等の被害防止活動
- ◆被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

- ◆児童虐待に関する相談体制の整備
- ◆ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ◆障がい児施策の充実
- ◆障がいのある児童への教育の充実

5. 計画の基本体系

基本理念

『心豊かに安心して子育てできる魅力あふれたむらづくり』

基本理念

- ☆子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることのこころ構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。
- ☆子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。
- ☆子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- ☆子育て関連ならびに次世代の育成支援については、地域の社会的な条件などの特性をふまえ、ニーズ及び必要とされる支援策を推進します。

計画の方向性

1. 次代の親づくりという視点

2. すべての子どもと家庭への支援の視点

3. 子どもの視点

4. 地域特性の視点

基本目標

(1) 地域における子育ての支援

(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

(6) 子ども等の安全の確保

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

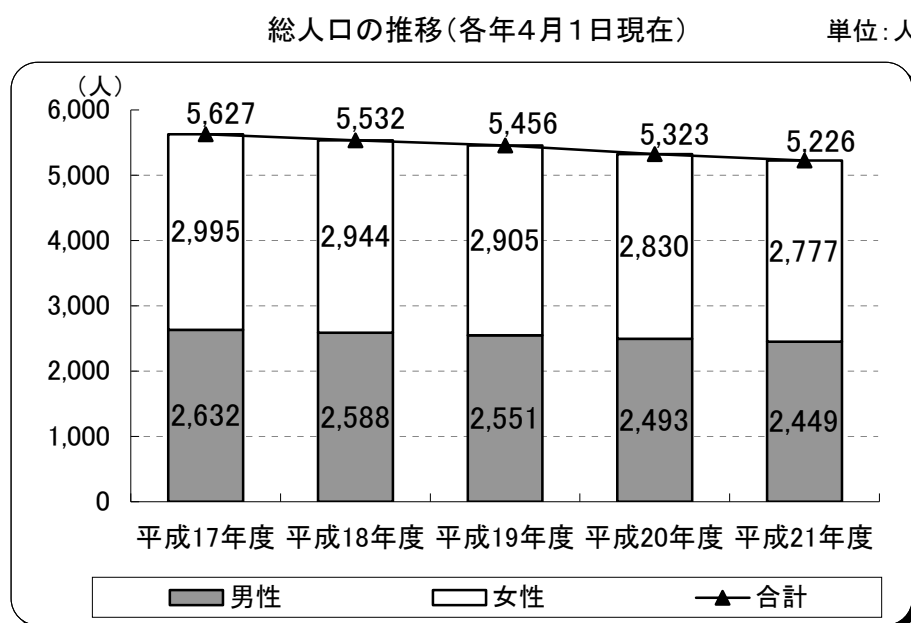
第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

1. 人口・世帯の動向

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

平成 21 年度の総人口は 5,226 人で、前年比 97 人（1.8%）の減少、平成 17 年度と比較すると 401 人（7.1%）の減少となっています。総人口は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳

総人口の推移（各年4月1日現在） 単位：人

	男性	女性	合計
平成 17 年度	2,632	2,995	5,627
平成 18 年度	2,588	2,944	5,532
平成 19 年度	2,551	2,905	5,456
平成 20 年度	2,493	2,830	5,323
平成 21 年度	2,449	2,777	5,226

資料：住民基本台帳

第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

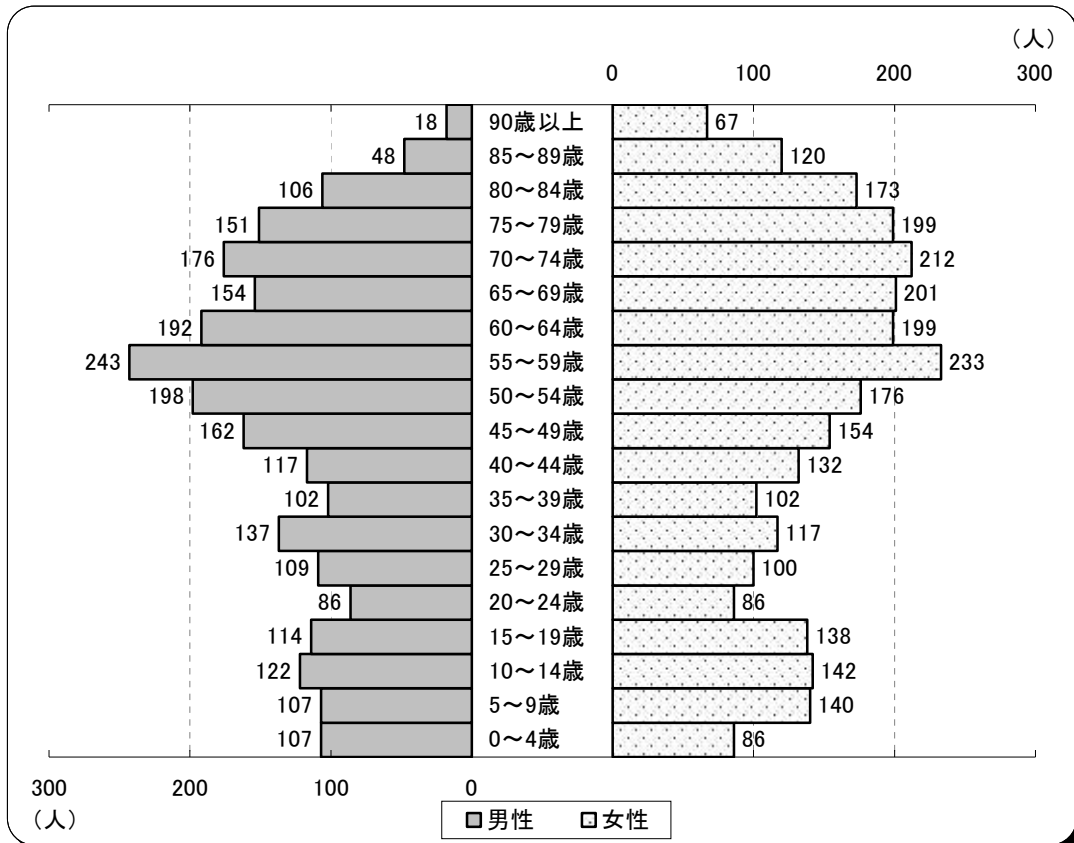
②年齢別・性別人口構成

平成21年度における年齢別人口構成は以下のとおりです。年齢別にみると、男性・女性ともに55～59歳人口が多く、性別人口は全体的に女性が多くなっています。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の構成比は、それぞれ13.5%：55.4%：31.1%となっています。

平成21年度年齢別・性別人口構成（4月1日現在）

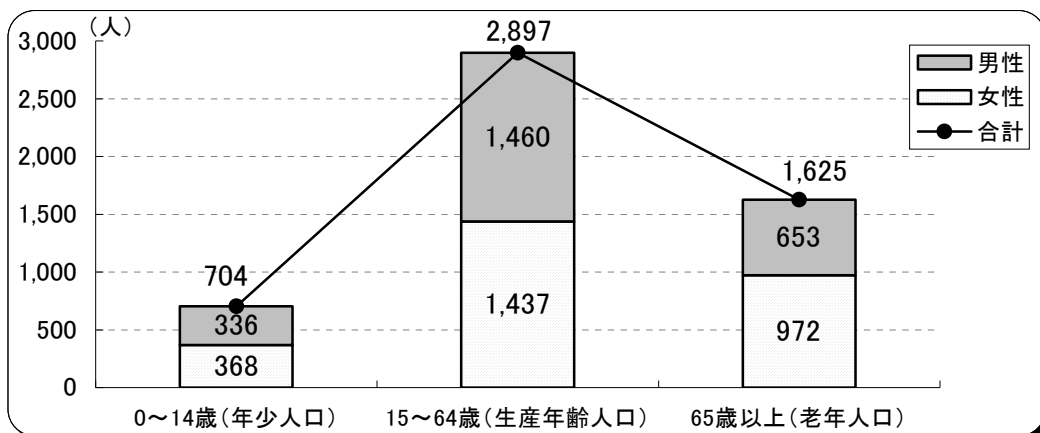
単位：人



資料：住民基本台帳

平成21年度年齢別・性別構成人口（4月1日現在）

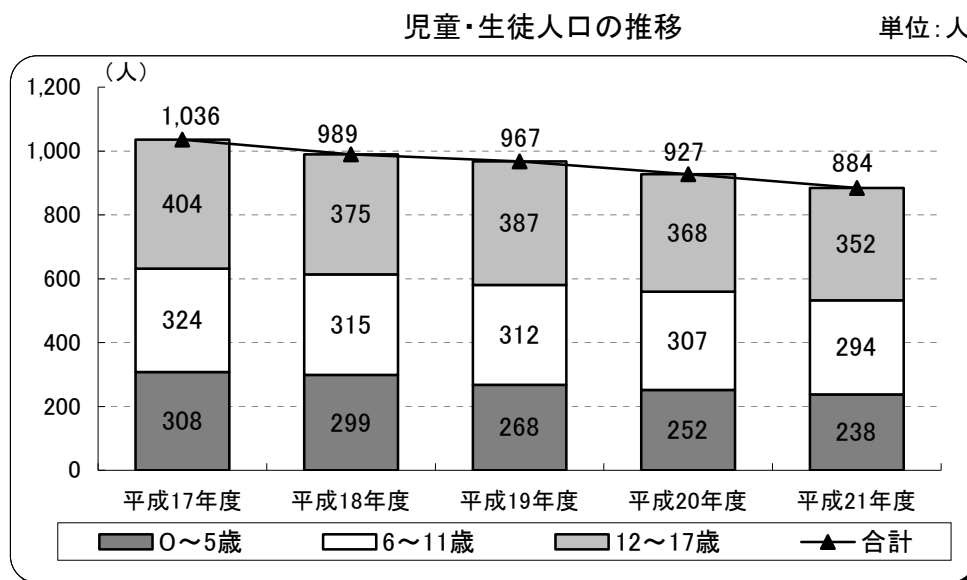
単位：人



資料：住民基本台帳

③児童・生徒人口の推移

平成21年度の児童人口は884人で、前年比43人（4.6%）の減少、平成17年度と比較すると147人（14.3%）の減少となっています。児童人口は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳

児童・生徒人口の推移（各年4月1日現在） 単位：人

	0～5歳	6～11歳	12～17歳	合計
平成17年度	308	324	404	1,036
平成18年度	299	315	375	989
平成19年度	268	312	387	967
平成20年度	252	307	368	927
平成21年度	238	294	352	884

資料：住民基本台帳



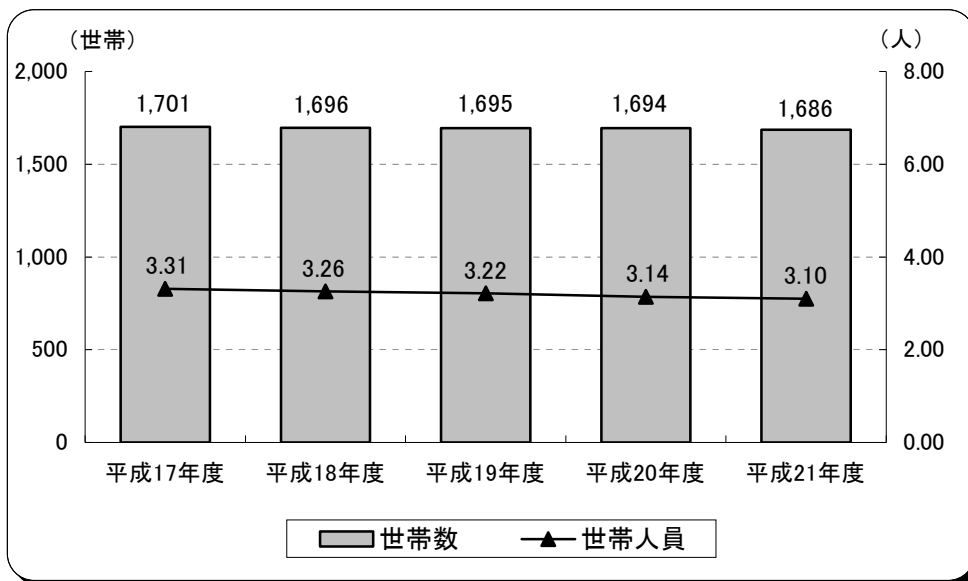
(2) 世帯の状況

①世帯数と世帯人員

平成 21 年度の本村の世帯数は 1,686 世帯で、平成 17 年度の世帯数 1,701 世帯と比較すると 15 世帯 (0.9%) の減少となっています。また、世帯人員は平成 21 年度で 3.10 人です。平成 17 年度と比べ 0.21 人 (0.94%) の減少で、単独世帯や夫婦のみの世帯等の増加傾向がうかがえます。

世帯数と世帯人員の推移

単位：人・世帯



資料：住民基本台帳

②婚姻、離婚の推移

平成 20 年度の婚姻件数は 16 件、離婚件数は 8 件となっています。

婚姻、離婚の推移

単位：人・%

	婚姻		離婚	
	件数	率 (人口千対)	件数	率 (人口千対)
平成 17 年度	20	3.55	11	1.95
平成 18 年度	18	3.25	9	1.62
平成 19 年度	24	4.39	11	2.01
平成 20 年度	16	3.00	8	1.50

資料：住民基本台帳

(3) 出生の状況

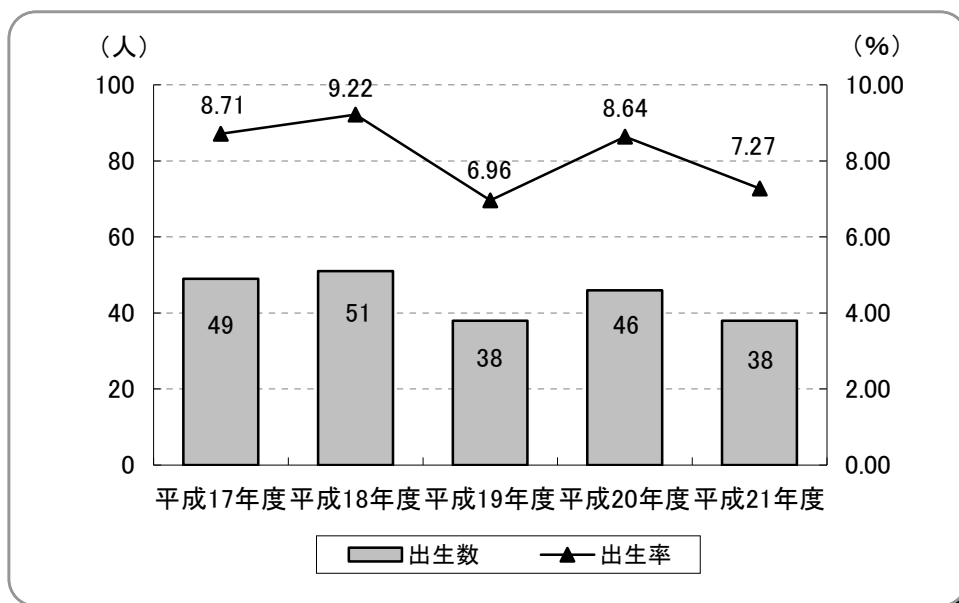
① 出生数と出生率の推移

平成 21 年度の出生数は 38 人となっています。平成 17 年度の出生数 49 人と比較すると 11 人減少しています。出生数は年度により増減があり、ここ 5 年間では平成 18 年度が 51 人と多く、19 年度、21 年度が 38 人と少ない出生数となっています。

出生率の推移は、9.22 から 6.96 の間で推移しており、5 年間の平均出生率は 8.16 となっています。

図-5 出生数と出生率の推移

単位: 人・%



* 出生率: 人口1,000人に対する出生率です。

資料: 住民基本台帳

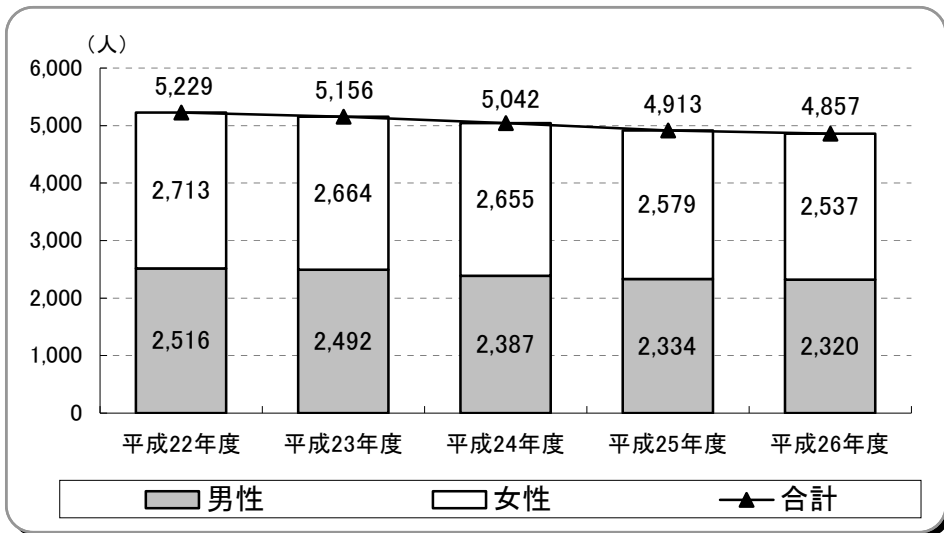


(4) 将来人口推計

①総人口の推計

平成22年度から平成26年度までの5年間の総人口の推計は、緩やかな減少傾向を示しています。平成22年度総人口は5,229人、平成26年度は372人少ない4,857人で、減少率は7.7%です。男性の推計では196人の減少で、減少率は8.4%。女性の推計では176の減少で、減少率は6.9%となります。

総人口の推計(各年4月1日) 単位:人

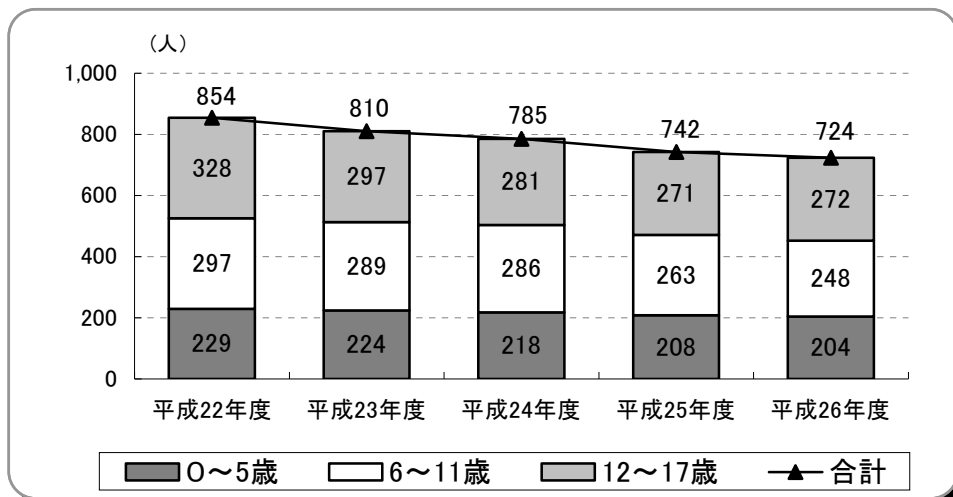


資料:人口推計

②児童・生徒人口の推計

平成22年度は854人、平成26年度は724人で130人の減少と推計されます。0~5歳人口は25人の減少で、減少率は12.3%。6~11歳人口は49人の減少で、減少率は19.8%。12~17歳人口は56人の減少で、減少率は20.6%となります。

児童・生徒人口の推計 単位:人



資料:人口推計

2. 子育て支援サービス等の状況

(1) 保育所の状況

①保育所の概要

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

平成21年4月現在、私立保育園は3園です。定員200人で、児童数194人の稼働率は97.0%となっています。なお、平成21年度における待機児童はいません。

保育所の数と児童数の推移

単位：園・人

	公立			私立			市外委託		合計	
	園数	定員	児童数	園数	定員	児童数	園数	児童数	園数	児童数
平成17年度	1	30	30	2	150	195	13	36	16	261
平成18年度	1	30	25	2	170	201	15	35	18	261
平成19年度	0	0	0	3	200	206	11	25	14	231
平成20年度	0	0	0	3	190	205	12	23	15	228
平成21年度	0	0	0	3	200	194	11	20	14	214

資料：保健福祉課

(2) 小学校・中学校の状況

①小学校・中学校の概要

平成21年度の小学校数は2校です。児童数は295人で、平成17年度より33人減少しています。減少率は11.2%です。

平成21年度の中学校数は1校です。生徒数は173人で、平成17年度より22人減少しています。減少率は12.7%です。

小学校の数と児童数の推移 単位：校・人

	校数	児童数
平成17年度	2	328
平成18年度	2	315
平成19年度	2	312
平成20年度	2	314
平成21年度	2	295

中学校の数と生徒数の推移 単位：校・人

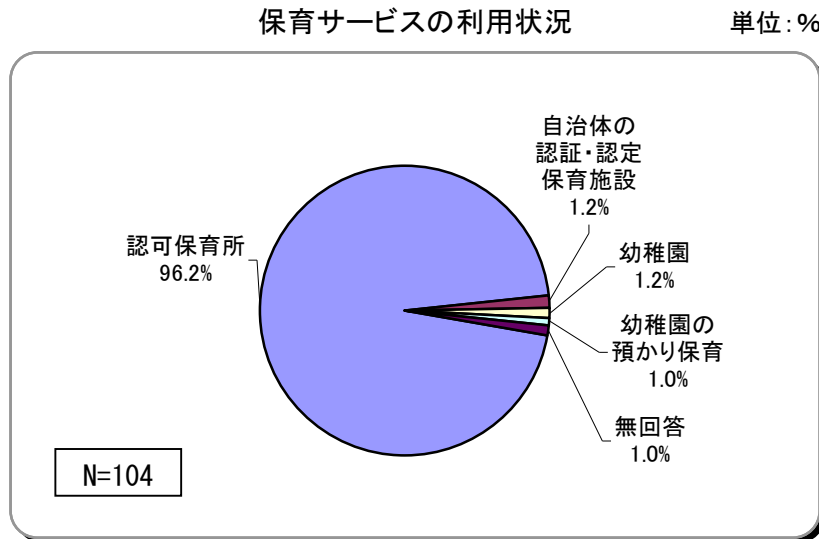
	校数	生徒数
平成17年度	1	195
平成18年度	1	185
平成19年度	1	201
平成20年度	1	175
平成21年度	1	173

資料：各年4月1日現在 熊本県衛生統計年報

(3) 保育サービスの状況

① 保育サービスの利用状況

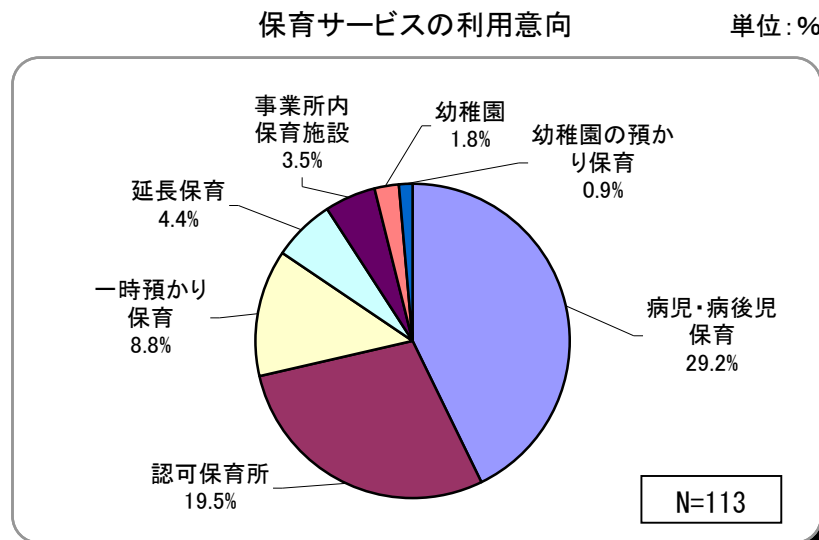
平成 21 年度ニーズ調査より、保育サービスの利用状況は、認可保育所が 96.2%、自治体の認証、認定保育施設 1.2%、幼稚園 1.2%と続きます。



資料：平成21年度ニーズ調査

② 保育サービスの利用意向

平成 21 年度ニーズ調査より、保育サービスの利用意向は、病時・病後児保育が 29.2%、次に認可保育所 19.5%、一時預かり保育 8.8%、延長保育 4.4%と続きます。



資料：平成21年度ニーズ調査

(4) 放課後児童クラブの状況

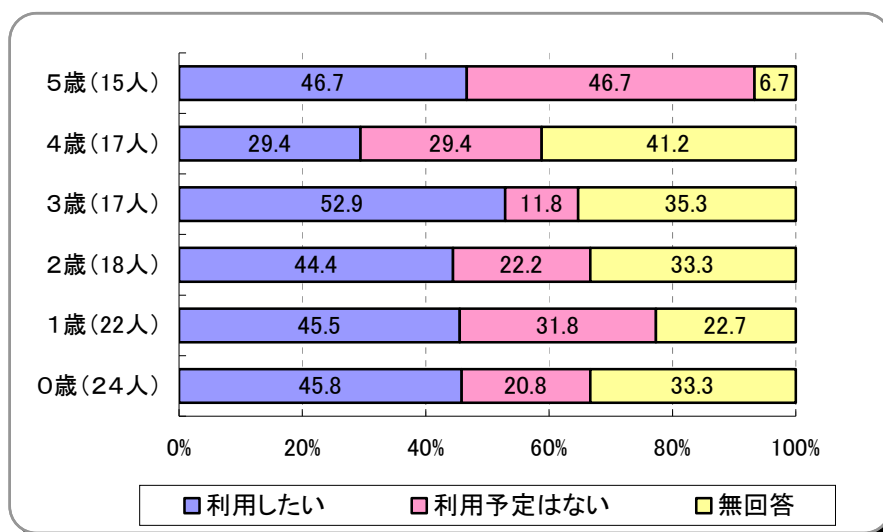
①放課後児童クラブの利用意向

平成 21 年度ニーズ調査より、就学前児童の利用意向は、「利用したい」が3歳児 52.9%、5歳児 46.7%、0歳児 45.8%と続き、平均利用意向は 44.4%です。

小学生の利用意向は、「利用したい」が1年生 40.0%、3年生 19.4%、2年生 8.3%と続き、平均利用意向は 22.6%です。

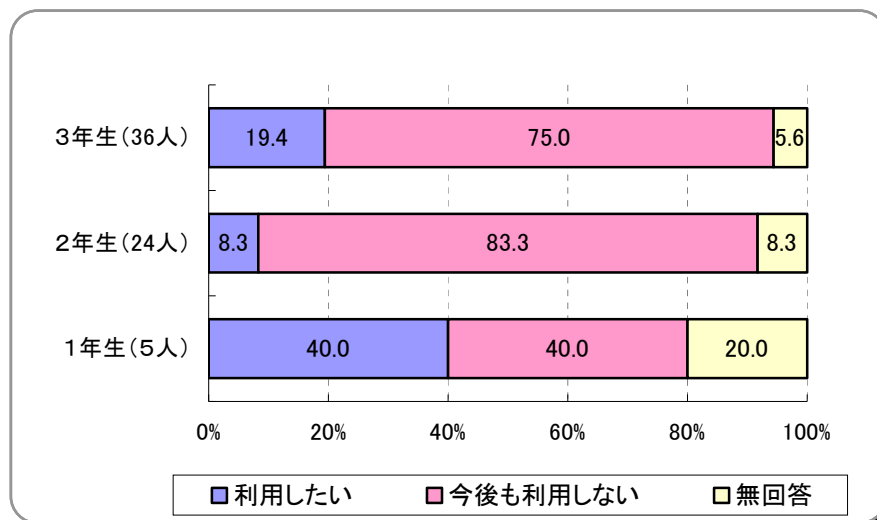
放課後児童クラブは就学前児童に高い利用意向があります。

就学前児童の放課後児童クラブの利用意向 単位：%



資料：平成21年度ニーズ調査

小学生の放課後児童クラブの利用意向 資料：%



資料：平成21年度ニーズ調査

第4章 行動目標の設定

第4章 行動目標の設定

1. 基本目標に基づく施策の体系

(1) 地域における子育ての支援	
① 地域における子育て支援サービスの充実	
ア. 施設において保護者の児童の養育を支援する事業	
② 保育サービスの充実	
ア. 保育所受入児童の拡充	
イ. 延長保育サービスの実施	
ウ. 保育サービスに関する積極的な情報提供	
③ 子育て支援のネットワークづくり	
ア. 子育て支援のネットワークづくり	
④ 児童の健全育成	
ア. 放課後や週末等の居場所づくりの推進	
イ. 様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組	
ウ. 児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	
⑤ その他	
ア. 子育て支援の推進	

第4章 行動目標の設定

(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

① 子どもや母親の健康の確保

- ア. 乳幼児健診、新生児訪問、保健指導等の充実
- イ. 乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施
- ウ. 出産準備教育や相談の場の提供・支援体制の整備

② 「食育」の推進

- ア. 食育の推進・情報提供

③ 思春期保健対策の充実

- ア. 思春期保健対策（喫煙・薬物・性に対する教育・啓発並びに相談体制）

④ 小児医療の充実

- ア. 小児医療・小児救急体制

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

- ア. 子どもを生み育てることの意義に関する教育など

② 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

- ア. 確かな学力の向上
- イ. 豊かな心の育成
- ウ. 健やかな体の育成
- エ. 信頼される学校づくり
- オ. 幼児教育の充実

③ 家庭や地域の教育力の向上

- ア. 家庭教育への支援の充実
- イ. 地域の教育力の向上

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ア. 子どもたちを有害環境から守るための取組

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

①良質な住宅の確保

②良好な居住環境の確保

③安全な道路交通環境の整備

ア. 幅の広い歩道の整備・「あんしん歩行エリア」の整備等

④安心して外出できる環境の整備

ア. 子育てバリアフリー化の推進

⑤安全・安心まちづくりの推進

ア. 安全・安心のまちづくり

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

ア. 多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供等

(6) 子ども等の安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア. 交通安全教育の実施・交通安全教育指導の育成

イ. チャイルドシートの正しい使用の徹底

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

③被害に遭った子どもの保護の推進

ア. 被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	
①児童虐待防止対策の充実	ア. 児童虐待防止対策への取組み
②ひとり親家庭等の自立支援の推進	
③障がい児施策の充実	ア. 健康診査や学校における健康診断等の推進

2. 具体的推進施策の内容

(1) 地域における子育ての支援

①地域における子育て支援サービスの充実（保健福祉課）

「課題」

急速な少子化が進行する中、昨今の経済不況のもとで共働き家庭が増加し、子どもとの大切な時間を共有できなかつたり、家庭と地域をつなぐ子育て支援機能が低下したりするなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような環境の中、子育てのすべてに重要な影響を与えている要因は「人間関係の希薄化」も一因にあると考えられます。今後は異年齢間の交流や地域での交流、また親同士の交流など、行政だけでなく各関係団体等が連携しながら、地域で家庭を支えていく体制の整備が求められています。今後も、現在実施している個別施策の充実を図るとともに、地域と連携した子育て支援の体制づくりが課題となっています。

ア. 施設において保護者の児童の養育を支援する事業

◆一時預かり事業◆

週に1～3日程度、臨時・緊急的に保育所の利用ができ、保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院等の場合の他、育児疲れ解消等のためにも利用できる事業です。

	目標事業量(日数)		目標事業量(か所)	
			保育所型・地域密着型(か所)	地域密着Ⅱ型(か所)
H21年度	144	1	1	○
H26年度	144	1	1	○
H29年度	144	1	1	○

②保育サービスの充実（保健福祉課）

「課題」

母親の就労形態、家族の状況などにより、希望する保育サービスも多様化しています。本村では、都市部とくらべ核家族化はあまり進行していませんが、ゆるやかに増加する傾向にあります。また、夫婦と子どもからなる世帯で共働き世帯も増加しており、家族や地域が子育てにかかわることが少なくなっています。こうした子育て環境の変化や子育て支援体制の不備など、多くの要因により育児不安を抱える母親が増えており、保育に対するニーズも多様化してきています。

ア. 保育所受入児童の拡充

保育サービスについては、子供の幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分にふまえてサービスの提供体制を整備します。

平成 21 年度実績	目標・方向性
保育定員 200人 認可外保育施設数 施設数 1箇所（休園中）	保育定員 200人 施設数 3箇所 待機児童数 0人

イ. 延長保育サービスの実施

様々なニーズに応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスを実施します。

	目標事業量（人）	目標事業量（か所）
平成 21 年度	260	3
平成 26 年度	260	3
平成 29 年度	260	3

ウ. 保育サービスに関する積極的な情報提供

目標・方向性
サービスの質を向上させるという観点から、広報誌や村のホームページを活用して、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

第4章 行動目標の設定

③子育て支援のネットワークづくり（保健福祉課）

「課題」

近年では、様々な情報が氾濫し、個々の価値観が多様化していくなかで、核家族化による意識の変化や近隣関係の希薄化などが相まり、子育てが非常にむずかしい社会に変化してきています。

子育て支援のサービスは行政、各種団体等がさまざまな形で実施していますが、「安心して子育てができる地域づくり」、「地域全体で子育てをするむらづくり」を目指して、効果的、効率的にサービスを提供するためには、NPO法人等を中心に企業等も含めてネットワーク化を図る必要があります。

ア. 子育て支援のネットワークづくり

目標・方向性

- ・ 子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを、効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成します。
- ・ 子育てに関する意識啓発の推進として、地域住民すべての方が、子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。
- ・ 子育て支援サービス等が地域の方に十分周知されるよう、広報誌や村のホームページを活用し、積極的に情報を提供します。

④児童の健全育成（教育委員会・保健福祉課）

「課題」

ニーズ調査の結果からも、放課後や週末等の子どもの健全な居場所づくりへのニーズの高さが確認されています。

子どもたちが、健全な身体と精神を持ち、豊かな感性と個性を伸ばして成長していくことは、親や社会の願いであり、責任でもあります。また、児童の健全育成には、空間（遊び場）・時間・仲間という要因が成長に大きな影響を及ぼします。これらのことから、地域において児童が自主的に参加し、自由に仲間と遊び、そして放課後や週末に、学校の夏季休業日などに安全に過ごすことができる居場所づくりが重要な課題となっています。

ア. 放課後や週末等の居場所づくりの推進

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ安全に過ごすことができる、放課後や週末等の居場所づくりを推進します。また、放課後子ども教室を活用し、放課後及び夏季休業については居場所づくりを積極的に進めていきます。 ・冬季休業については今後居場所づくりを検討していきます。 ・学校施設の開放に関しては、教職員の協力を得つつ、子育て支援を推進するよう努めます。

イ. 様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設、社会教育施設、学校等の社会資源を活用し、主任児童委員、児童委員、子ども会、自治会等が連携した児童健全育成の取組を進めます。 ・ふるさと学級において、自然体験活動を始めとする様々な体験活動を展開します。また、地域における活動拠点として、青少年の積極的な受入れを図ります。

ウ. 児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進

目標・方向性
<p>民生委員、児童委員、主任児童委員は、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めます。</p>

⑤その他（保健福祉課）

「課題」

近年の核家族化等から、子どもが高齢者とふれあう機会が減少してきています。一方で、子どもの情操の向上や保護者の育児負担の軽減に加え、高齢者の生きがい対策としても世代間交流の意義は大きなものがあり、今後、積極的に推進することが必要です。

ア. 子育て支援の推進

目標・方向性
<p>地域の高齢者に地域の子育て支援に参画していただき、世代間交流を進めながら豊かな子育て支援を進めると共に、各種の子育て支援サービスの場として、余裕教室等の公共施設の余裕空間を積極的に活用し施設整備を図ります。また、相良村子育て応援事業「ちゃちゃクラブ」の充実を図ります。</p>

(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康の確保（保健福祉課）

「課題」

妊娠期の健康は胎児や母親への影響が大きく、またとても大切な時期です。そのため母子手帳届け出時に、妊娠中の健康管理、喫煙の影響などの指導を行っています。また、妊娠早期から適切に医学管理を行い、安全で快適な安心した中での妊娠・出産をむかえるために妊婦同士の仲間づくりや、妊娠・出産に必要な知識や情報を提供することが必要です。

本村の二一ズ調査の結果によると、就学前児童保護者の31.3%が病気や発育・発達に関することで悩んでいると答えており、今後、保護者の二一ズに即した健診内容等の拡充が必要です。

ア. 幼児健診、新生児訪問、保健指導等の充実

平成 20 年度実績	目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査 6ヶ月健診受診率 97% 1歳6ヶ月健診受診率 92% 3歳児健診 86% 	<p>妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業の充実を図ります。</p>

イ. 乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施

実績	目標・方向性
<p>乳幼児発達相談の実施</p>	<p>育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し保健師・栄養士・保育士が相談指導を実施し、併せて誤飲・転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防のための啓発等の取組を進めます。</p>

ウ. 出産準備教育や相談の場の提供・支援体制の整備

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」は誰もが望むことでしょう。そのために妊婦に対し、母子手帳交付時の両親学級での出産準備教育や相談の場の提供等を積極的に進めます。 ・ 児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制の整備を図ります。

②「食育」の推進（保健福祉課）

「課題」

ニーズ調査の結果から、子育てに関して悩んでいることで「食事や栄養に関すること」と回答した割合をみると、就学前児童保護者 25.7%、小学生保護者 21.4%となっており、保護者の2割以上が食事や栄養についての悩みを抱えています。

子どもが生涯にわたって健康で楽しい食生活を送ることができるよう、乳幼児期からの食習慣の定着に向け、授乳期から「食」の大切さを意識し、豊かな食の体験を積み重ねていくことが重要です。

ア. 食育の推進・情報提供

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> 保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。 就学前児童をもつ保護者を対象とした、「親子クッキング」活動を継続します。 低出生体重児の増加等をふまえ、母性の健康の確保を一層図る必要があります。そのために妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

③思春期保健対策の充実（保健福祉課）

「課題」

急速な都市化・核家族化の進展などにより子どもを取り巻く社会環境も変化し、インターネット等による違法薬物等が安易に入手可能である状況も懸念され、発生する犯罪に子どもが巻き込まれるケースも全国的に年々増加しています。このような状況の中、開かれた学校を推進し、学校と外部とを遮断するのではなく、地域と共に育つ学校安全のあり方を構築する必要があります。

ア. 思春期保健対策（喫煙・薬物・性に対する教育・啓発並びに相談体制）

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> 性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ると共に、青少年の性の逸脱行動の問題点について教育・啓発を促進します。 喫煙や薬物等に関する教育を推進します。 学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成、及び地域における相談体制の充実等を進めます。

第4章 行動目標の設定

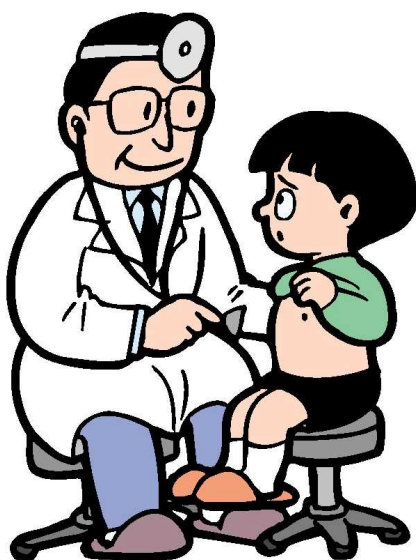
④小児医療の充実（保健福祉課）

「課題」

ニーズ調査によると、「医療機関の体制整備の充実を図ってほしい」と、答えている就学前児童保護者が37.2%、小学生保護者が52.4%となっており、小児医療体制へのニーズの高さが見られます。

ア. 小児医療・小児救急体制

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none">・いつでも安心して診療が受けられるよう、関係機関と連携を図り小児救急医療体制の充実を推進します。・小児初期救急についての普及啓発を図ることにより、医療機関の負担や患者の不安を軽減することを目指します。・医師会との協力により小児科休日在宅当番医制事業を継続実施し、休日における小児救急医療体制を確保します。



(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次代の親の育成（保健福祉課）

「課題」

子どもたちが、健全な身体と精神を持ち、豊かな感性と個性を伸ばして成長していくことは、親や社会の願いであり、責任でもあります。児童の健全育成には、空間（遊び場）・時間・仲間という要因が成長に大きな影響を及ぼします。特に中学生・高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要です。

ア. 子どもを生み育てることの意義に関する教育など

目標・方向性

- ・子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生み育てることの意義に関して教育・広報・啓発を進めます。
- ・中・高校生の乳幼児ふれあい体験として、保育所及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

②子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備（教育委員会・保健福祉課）

「課題」

子どもや子育てに関する相談は、育児をはじめ子どもの心身の発達、いじめ、不登校、学習、非行など多岐にわたっています。これらの相談は保健福祉課等で行っているほか、保育所などの身近な施設においてもそれぞれの施設の専門性を活用し、相談に応じています。本村の今回のニーズ調査によると、就学前保護者の16.8%、小学生保護者の35.9%が「教育についての悩みを抱えている」と、答えています。このことから教育について気軽に相談できるように、熊本県就学前教育振興プログラム「肥後っ子がやきプラン」に沿ってすべての子どもがたくましく心豊かに育つ環境づくりを進めています。また、幼児期の教育を担っている保育士には、幼児の主体的活動を促す環境を設定するなどの専門性が求められています。

第4章 行動目標の設定

ア. 確かな学力の向上

目標・方向性
子ども、学校及び地域の実態をふまえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させます。ゲストティーチャーや学校以外の様々な分野の方に協力いただき、活力ある学校づくりを進めます。

イ. 豊かな心の育成

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none">・豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。・地域と学校が連携し、多様な体験活動を展開していきます。・学校における福祉教育の推進を図ります。・いじめ、少年非行時の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化します。・学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくりを推進します。

ウ. 健やかな体の育成

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none">・地域のスポーツ指導者と学校の連携を基にスポーツ環境全般を充実させます。・生涯にわたる心身の健康の保持増進に、必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるために、子どもたちへの健康教育を推進します。

エ. 信頼される学校づくり

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none">・子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。・学校において、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行います。・地域の実情に応じた通学区域の弾力的な運営等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

オ. 幼児教育の充実

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の充実のために、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について、保護者や地域住民の理解を深めます。 ・ 各保育所が、資質向上のための研修会に参加しやすい職員配置の条件を整えるとともに、研修の場を設ける、保育所に指導的立場の人を派遣する等により、保育士の資質向上に努めます。 ・ 入所を希望する障害のある子どもの就園等について、保護者との十分な連携のもとに、障害の種類や程度など、一人ひとりの実態に応じた適切な対応に努めます。 ・ 子どもの育ちや学びの連続性などから保育所、小学校と中学校の連携は重要な視点であり、さらなる、連携のための体制づくりを推進します。 <p>また、就学にあたっては、子どもの実態や保護者のニーズに応じた相談の実施に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開かれた保育所づくりを積極的に推進します。



第4章 行動目標の設定

③家庭や地域の教育力の向上（保健福祉課・教育委員会）

「課題」

子どもは、様々な出会いや経験の中で成長していき、家庭教育はすべての教育の出発点です。基本的倫理や社会的なマナー、自立心等を育成する上で重要な役割を果たしていると言えます。さらに、子どもを地域全体で育てる観点から、学校・家庭・地域社会の連携を図り、家庭や地域における教育力を高めることが大切です。

ニーズ調査の結果では、就学前児童保護者の26.5%の方が家庭教育に関する学級・講座への参加希望があるものの、学級・講座を利用されている方は1.8%です。今後は学級・講座がより利用しやすいものになりように、積極的に広報活動等を進めていく必要があります。

ア. 家庭教育への支援の充実

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none">・地域の特性やニーズをふまえ、保護者会やPTA等の協力のもと、保護者等が参加しやすい就学時健診等の機会や妊娠期の母親学級などの機会を活用した子育て講座、父親・祖父母等のための子育て講座等、家庭教育に関する講座開設の拡大を図ります。また、家庭教育井戸端会議、中高生による子育て体験、本の読み聞かせなどの親子参加型の学習機会、子どもや親の交流の機会づくり、家庭教育手帳・ビデオの活用等の充実を図ります。・家庭教育等に関して気軽に相談できる機会や、広報誌等による子育て情報の提供の充実を図ります。また、集会施設等を活用した子育てサークル活動の促進等、子育て中の仲間づくりや、子育てサポーターなどの、家庭教育の専門性を有した職員の育成と配置に努めます。・地域の実情に応じて、保育所等の関係機関や子育てグループ等が一体となって、地域で子育てを支援するための仕組みづくりを行う事によって積極的な子育て等への参加を推進します。

イ. 地域の教育力の向上

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊びやスポーツを通じて健やかに育つための居場所づくりやボランティア活動等の様々な地域活動・体験活動の場を関係機関とのネットワーク化を図りながら提供していきます。 ・総合的地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ります。 ・関係機関のネットワーク化を図りながら、集会施設、公園などを利用した異年齢の子どもとの交流、高齢者との交流などを通じた社会性を育むための様々な体験活動を促進します。また、PTA等を中心に行われている「あいさつ運動」や「声かけ運動」等の取組は、子どもと家庭や地域のかかわりにおいても大切であり、今後さらに推進していきます。 ・保育士等の負担に対する配慮や事故の場合の保障などについて条件整備を図り、保育所が家庭や地域の子育て支援に積極的に取組める環境を整えます。

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進（保健福祉課）

「課題」

書店、コンビニ等で性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、パソコンソフト等が販売されていることに加え、インターネット上には、子どもに有害なコンテンツが氾濫している状況から関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要です。この状況をふまえて、開かれた学校を推進し、学校と外部とを遮断するのではなく、地域と共に育つ安全な学校のあり方を構築することで子どもを守っていくことも大切です。

ア. 子どもたちを有害環境から守るための取組

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、性、暴力等の有害情報について、関係業界に対する自主措置を働きかけます。 ・少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応には、児童相談所、学校、保護司、警察、民生委員、主任児童委員、児童委員、地域ボランティア等が連携することが重要です。そのために地域ぐるみの支援ネットワークの整備や関係機関との連携強化に取り組んでいきます。

第4章 行動目標の設定

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質な住宅の確保（建設課）

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none">・ファミリー向け賃貸住宅の供給支援として、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質な賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。・子育て期の多子世帯への優先入居対策として、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図ります。・住宅確保に関する情報提供として、持家または借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に関する情報提供等を進めます。

② 良好な居住環境の確保（建設課）

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none">・子育て支援に対応した公共賃貸住宅の整備事業として、公共賃貸住宅の整備推進を図り、地域の実情に基づき、子育てしやすい施設を整備します。・シックハウス対策の推進として、室内空気環境の安全性を確保するために、シックハウス対策を推進します。また、住宅改善の促進を図ります。

③ 安全な道路交通環境の整備（建設課）

「課題」

就学前児童保護者、小学生保護者の方が子どもと外出している時、「遊び場周辺の道路が危険であることに困っている」ということがニーズ調査の結果から明らかになりました。今後、関係諸機関との連携を図りながら道路交通環境の整備に努めていく必要があります。

ア. 幅の広い歩道・「あんしん歩行エリア」の整備等

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none">・幅の広い歩道の整備を推進します。・死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車輛の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

④安心して外出できる環境の整備（建設課）

「課題」

就学前児童保護者の方が子どもとの外出先で、「トイレがおむつ替え等に無配慮なこと」に困っているということがニーズ調査の結果から明らかになりました。今後、子育て中の方が利用しやすい施設整備に努めていく必要があります。

ア. 子育てバリアフリー化の推進

目標・方向性
公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

⑤安全・安心まちづくりの推進（総務課）

「課題」

就学前児童保護者、小学生保護者の方が、「暗い通りや見通しのきかないところが多い」と感じていることがニーズ調査の結果から明らかになりました。今後、防犯設備を整備するなどして子どもたちの安全を守る取組を進めていく必要があります。

ア. 安全・安心のまちづくり

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・通学路や公園等における防犯灯設備や子ども110番の充実を推進します。 ・道路、公園、駐輪・駐車場、公衆便所、共同住宅の構造・設備の改善及び防犯設備の整備を推進するとともに、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。また、わかりやすい表示の推進を図ります。 ・侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建築部品や、優良防犯機器の普及促進を図ります。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し（保健福祉課）

「課題」

ニーズ調査の結果によると、子育て中の方で育児休業制度を利用された方は男性で0%、女性で31.0%です。今後は県、民間企業等と連携して育児休暇などに関する広報・啓発活動などを進め、村民の皆さんが多様な働き方を実現できるよう努めていく必要があります。

また、仕事と子育ての両立の推進として、子育て支援のための学習等に男性の参加を促す必要があります。

ア. 多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供等

目標・方向性

- ・労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。
- ・仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスや学童保育を進めていきます。



(6) 子ども等の安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進（総務課）

「課題」

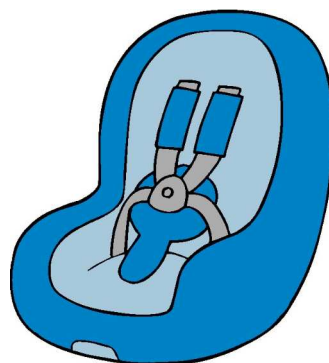
交通量の増加に伴い、子どもが交通事故の被害にあう危険性も増大してきています。今後、正しい交通ルールの周知・徹底を図るため、交通安全教育の促進や、交通安全指導者の育成が必要です。

ア. 交通安全教育の実施・交通安全教育指導者の育成

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の方を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。 ・安全教育に当たる職員の指導力の向上に努めます。また地域の皆さんにも、交通安全教育の指導者として活躍していただくための講習などを開催します。

イ. チャイルドシートの正しい使用の徹底

目標・方向性
<p>チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、普及啓発活動を積極的に展開します。また正しい使用を指導する指導員の養成にも努めます。さらに、チャイルドシートの再利用活動を、積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートの利用しやすい環境づくりを進めます。また、相良村ではチャイルドシート購入助成（相良村乳幼児交通安全対策補助金）事業を行っており、今後も継続していきます。</p>



第4章 行動目標の設定

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（総務課・教育委員会）

「課題」

近年、子どもが登下校の際などに、犯罪被害に巻き込まれる危険性が増加してきています。一方では、地域住民のかかわりが希薄となる等、地域における子どもへの見守り機能の弱体化が懸念されます。今後は、子どもを犯罪被害から守るため、行政・関係機関・地域等が連携し、様々な取組を推進することが必要です。

ア. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

目標・方向性

- ・住民の方の自主防犯行動の充実の為に、防犯等に関する情報の提供を推進します。
- ・子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を積極的に行ない、学校付近や通学路等においての、PTA等のボランティア、民生委員、児童委員等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。
- ・子どもが犯罪の被害に遭わないよう、防犯講習の実施、及び機器の貸与を行います。
- ・子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

③被害に遭った子どもの保護の推進（保健福祉課・総務課・教育委員会）

「課題」

児童虐待の問題が深刻化している昨今、虐待を受けた子どもたちに対するケアの重要性が強く認識されており、諸機関が連携したきめの細かい対応を検討する必要があります。

ア. 被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施

目標・方向性

- ・犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングを実施します。
- ・保護者に対する助言など、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

① 児童虐待防止対策の充実（保健福祉課）

「課題」

ニーズ調査の結果によると、就学前児童保護者の30.1%、小学生保護者の34.0%の方が、子どもを叱りすぎてしまったり、実際に手を上げてしまったりしたことなどに悩みを感じています。どんなに些細なことでもそれが児童虐待につながることをないよう、総合的かつ様々なかたちで虐待の防止に取り組む必要があります。

ア. 児童虐待防止対策への取組み

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等と連携し、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるよう、虐待防止ネットワークを設置しており積極的に取組んでいきます。 ・ 母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の強化、グループワーク等による専門的な支援サービスメニューの充実を図ります。 ・ 虐待の早期発見・早期対応を目指し、児童虐待に着目した福祉事務所（家庭児童相談室）における取組を充実させます。また主任児童委員、児童委員等の積極的な活用も推進します。 ・ 虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した、在宅支援の充実等を図ります。



第4章 行動目標の設定

②ひとり親家庭等の自立支援の推進（保健福祉課）

「課題」

ひとり親家庭等の母等が自立するために必要な、きめ細かな福祉サービスの展開を図る必要があります。

目標・方向性

- ・子育てなどの日常的な生活や、就業、養育費などに関する支援について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的に実施して行きます。
- ・国の基本方針に則して、ひとり親家庭等及び寡婦自立促進計画を策定すること等により、ひとり親家庭等に対する支援を充実します。
- ・ひとり親家庭等に対しては次の配慮を行います。
 - ◎相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。
 - ◎母親等の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請を行います。
 - ◎福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めます。

③障害児施策の充実（保健福祉課）

「課題」

乳幼児期における健康や発育状態の把握、疾病の早期発見や障害に対する相談窓口の充実を図るため、相談から課題対応まで関係機関の連携強化に努める必要があります。

ア. 健康診査や学校における健康診断等の推進

目標・方向性

- ・障がいの原因となる疾病や事故の予防、及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や、学校における健康診断等を推進します。
- ・障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進します。
- ・学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行います。
- ・保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

3. 「特定12事業」に関する取組

(1) 「特定12事業」に係る目標事業量

「特定12事業」は、児童福祉法により、村が実施に努めることとされた「居宅においての児童の養育支援」、「保育所等においての養育支援」、「保護者に対しての相談、情報提供」の具体的な事業で、目標事業量は、計画の進捗状況を点検、評価するために設けられた目標値です。

①通常保育事業

保育園における平日の通常保育

単位：人

3歳未満児				
	認可保育所		保育5サービス	
	ニーズ量	目標事業量	ニーズ量	家庭的保育事業 目標事業量
H21年度	1,177	1,177	0	0
H22年度	1,157	1,157	0	0
H26年度	1,157	1,157	0	0
H29年度	1,157	1,157	0	0

* H21年度は実績です。

保育園における平日の通常保育

単位：人

3歳以上児						
	認可保育所		保育5サービス		保育6サービス	
	ニーズ量	目標事業量	ニーズ量	家庭的保育事業 目標事業量	ニーズ量	認可保育+ 家庭的保育+ 預かり保育
H21年度	1,378	1,378	0	0	1,378	1,378
H22年度	1,368	1,358	0	0	1,358	1,358
H26年度	1,358	1,358	0	0	1,358	1,358
H29年度	1,358	1,358	0	0	1,358	1,358

* H21年度は実績です。

②特定保育事業

保育所での平日日中の非定期的な保育

- H26年度 H29年度 今後、検討課題として積極的に取組みます。

第4章 行動目標の設定

③延長保育事業（再掲）

平日における通常保育前または終了後の保育

	目標事業量（人）	目標事業量（か所）
H21 年度(実績)	260	3
H26 年度	260	3
H29 年度	260	3

④一時預かり事業（再掲）

急な用件で保育できない場合の時間単位、半日単位での保育

	目標事業量(日数)	目標事業量(か所)		
			保育所型・地域 密着型（か所）	地域密着Ⅱ型 （か所）
H21 年度(実績)	144	1	1	0
H26 年度	144	1	1	0
H29 年度	144	1	1	0

⑤夜間保育事業

平日における概ね 20 時以降の保育

- ■ H26 年度 H29 年度 今後、検討課題として積極的に取り組みます。

⑥休日保育事業

保育所における休日の通常保育

- ■ H26 年度 H29 年度 今後、検討課題として積極的に取り組みます。

⑦病児・病後児保育事業

病気回復期にある児童の保育

- ■ H26 年度 H29 年度 今後、検討課題として積極的に取り組みます。

⑧放課後児童健全育成事業

放課後クラブ等による小学校低学年の放課後保育

- H22 年度 H26 年度 H29 年度 今後、検討課題として積極的に取り組みます。

⑨地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談や情報提供の拠点整備

- H26 年度 今後、検討課題として積極的に取り組みます。

⑩ トワイライトステイ事業

急な用件で保育できない場合の夜間一時預かり保育

- H26年度 H29年度 今後、検討課題として積極的に取組みます。

⑪ ショートステイ事業

児童療護施設などでの宿泊を伴う一時預かり保育

- H26年度 H29年度 今後、検討課題として積極的に取組みます。

⑫ ファミリー・サポート・センター事業

支援を受けたい人と協力できる人とのネットワーク拠点整備

- H26年度 H29年度 今後、検討課題として積極的に取組みます。

※ 1～12の目標年は、新待機児童ゼロ作戦との整合性を図るため、新ゼロ作戦の最終年である2017（H29）の目標とし、他の個別事業の目標については、後期行動計画の最終年である2014（H26）とする。

※ 1.通常保育事業と8.放課後児童健全育成事業については、新ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年である2010（H22）の目標事業量を定める。

第5章 行動計画の推進

第5章 行動計画の推進

1. 推進体制

「相良村次世代育成支援行動計画」の推進に際しては、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、情報公開していきます。

また、同時に後期5カ年の行動計画策定も視野に入れ、幅広く住民の意見を聴取していきます。

(1) 庁内推進体制

施策	事業	実施時期		担当課
		前期	後期	
①庁内推進体制の整備 次世代育成支援行動計画の進捗状況については年度毎に正確に把握し、計画を総合的に推進する庁内連絡会議を設置します。	庁内連絡会議の設置	実施	継続	保健福祉課
②行動計画進捗状況の公表等 行動計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	行動計画進捗状況の公表等	実施	継続	保健福祉課

(2) 庁外推進体制

施策	事業	実施時期		関連団体
		前期	後期	
①住民参加の推進体制の整備	推進協議会等の組織による行動計画の点検	実施	継続	保健福祉課

第5章 行動計画の推進

2. 今後の課題

- 地域における子育て支援サービスの充実においては、地域資源の掘り起こしを推進する。
- 思春期保健対策として、健康教育、相談事業の強化を必要とする。
- 子どもの心身の健やかな成長には、親子ともに生命の大切さの理解と、尊重する心を育てる家庭教育の充実を推進する。
- 子育てを支援する生活環境の整備については、総合計画と整合性を図りながら推進する。
- 地域住民との連携を密にした、要保護児童対策地域協議会活動の充実を図り、虐待防止と早期発見に努める。

資料編



資料編

1. 児童人口推計

■推計方法■

- 住民基本台帳（平成17年～20年の各4月1日時点）および外国人登録の実績値を使用し、コーホート変化率法を用い推計しました。
- 0～17歳の児童の平成22～29年度における年齢別推計人口は次のとおりです。

表(資料)-1 年齢別児童人口推計

単位:人

年齢	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	854	810	785	742	724	698	682	657
0歳	39	37	37	35	33	33	31	27
1歳	34	38	36	36	34	32	32	30
2歳	34	32	36	34	34	32	30	30
3歳	43	36	33	37	35	35	33	31
4歳	40	43	36	33	37	35	35	33
5歳	39	38	40	33	31	35	33	33
小計	229	224	218	208	204	202	194	184
6歳	45	39	38	40	33	31	35	33
7歳	46	46	40	39	42	35	32	36
8歳	50	47	47	40	39	43	36	32
9歳	66	51	48	48	41	40	44	37
10歳	43	64	50	47	47	40	39	43
11歳	47	42	63	49	46	46	39	38
小計	297	289	286	263	248	235	225	219
12歳	41	44	40	60	47	44	44	37
13歳	54	40	43	39	59	46	43	43
14歳	45	54	40	43	39	59	46	43
15歳	69	43	52	38	41	37	56	44
16歳	51	65	41	50	36	39	35	52
17歳	68	51	65	41	50	36	39	35
小計	328	297	281	271	272	261	263	254

資料:住民基本台帳

2. 子育て支援に対する意識・ニーズ

■実施概要■

- 就学前児童用、小学校児童用の2種類の調査票を作成し、両調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により、平成21年9月に調査を実施しました。
- 就学前児童用については、村内に在住する0歳～5歳の就学前の子供をもつ保護者を調査対象とし、調査票の配布・回収は保育園及び幼稚園を通じて行いました。また、保育園及び幼稚園に通っていない児童に関しては郵送方式としました。
- 小学校児童用については、村内に在住する小学校1年生～3年生の子供をもつ保護者を調査対象とし、調査票の配布・回収は小学校を通じて行いました。
- 配布数・回答数は次のとおりです。

表(資料)-2 配布・回答数

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	129	113	87.6%
小学校児童用	134	103	76.9%

■調査結果（抜粋）■

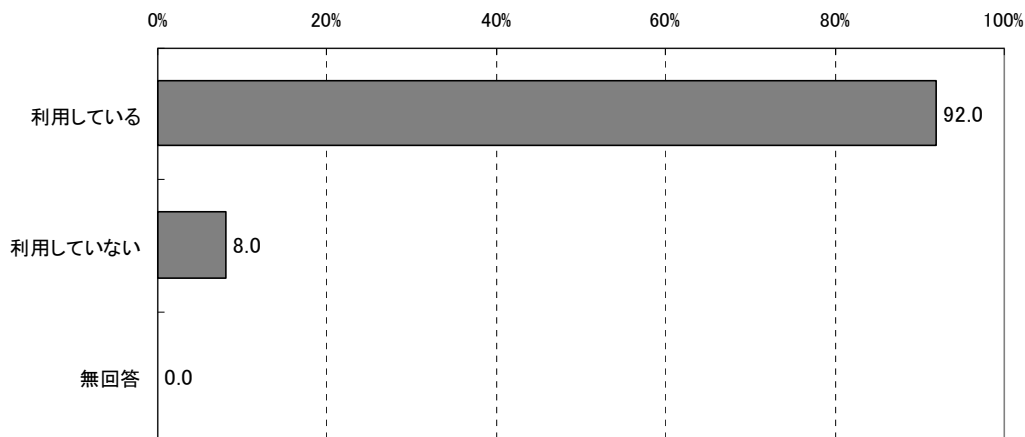
(1) 保育サービスについて

① 保育サービスの利用状況（就学前児童）

「利用している」が92.0%、「利用していない」が8.0%となっています。

※図(資料)-1～図(資料)-30 で使用する「n」の数値はニーズ調査の回答者数です。

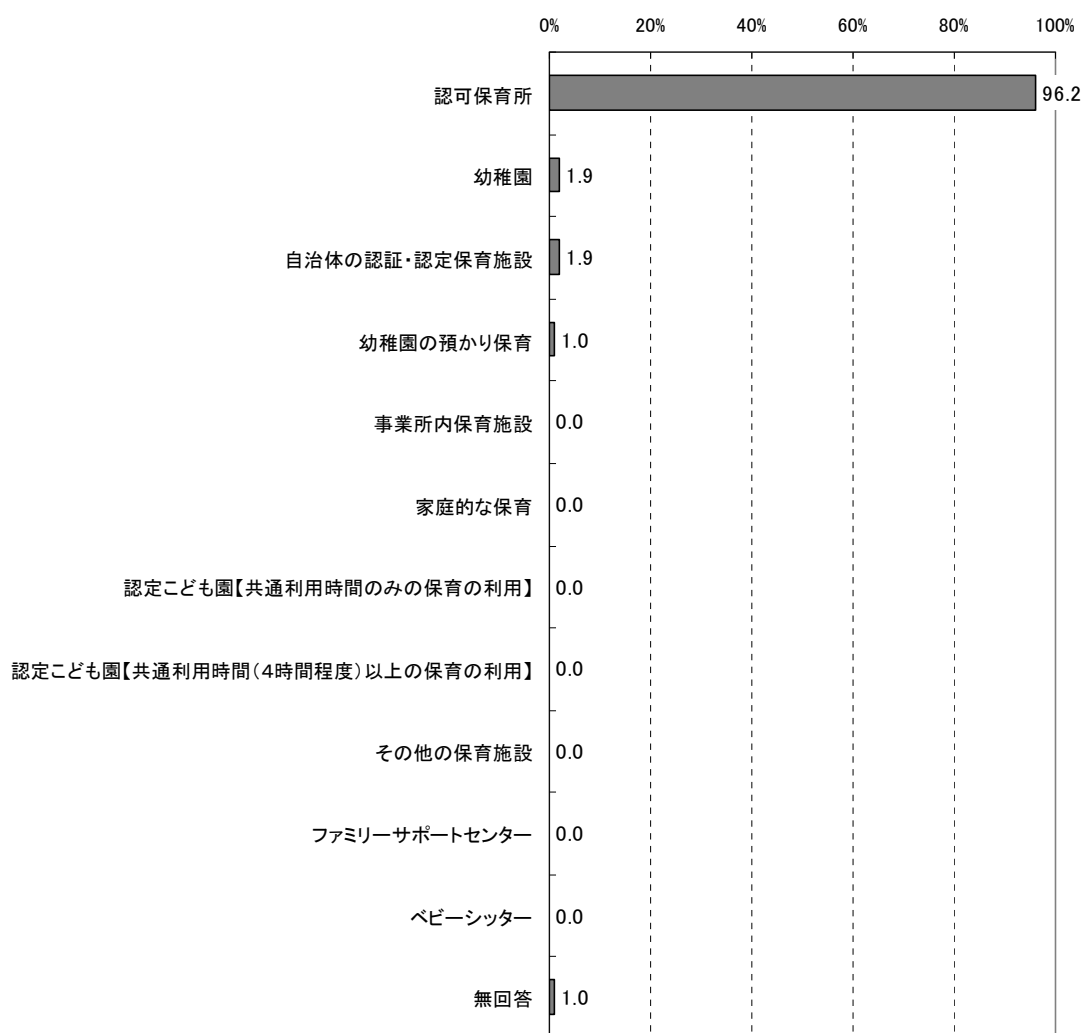
図(資料)-1 保育サービスの利用状況/n=113



② 利用している保育サービス（就学前児童）

利用している保育サービスは、複数回答で「認可保育所」が最も多く96.2%、「幼稚園」と「自治体の認証・認定保育施設」が1.9%、「幼稚園の預かり保育」が1.0%となっています。

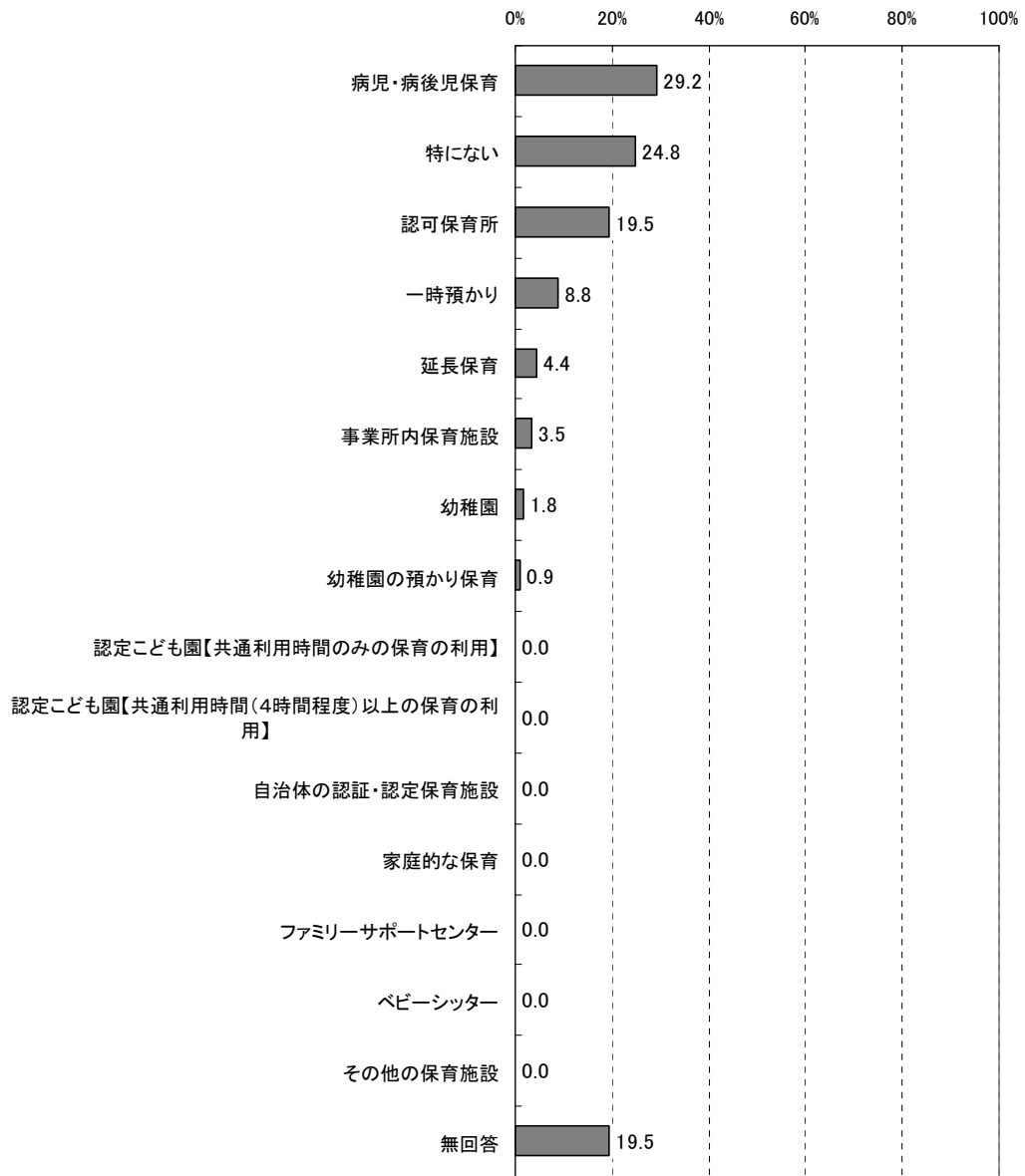
図（資料） - 2 利用している保育サービス/n=113



③ 利用したい保育サービス（就学前児童）

現在は利用していないができれば利用したい、あるいは現在の利用が足りていないので利用したい保育サービスは、複数回答で「病児・病後児保育」が29.2%、「特にない」が24.8%、「認可保育所」が19.5%と以下のようになっています。

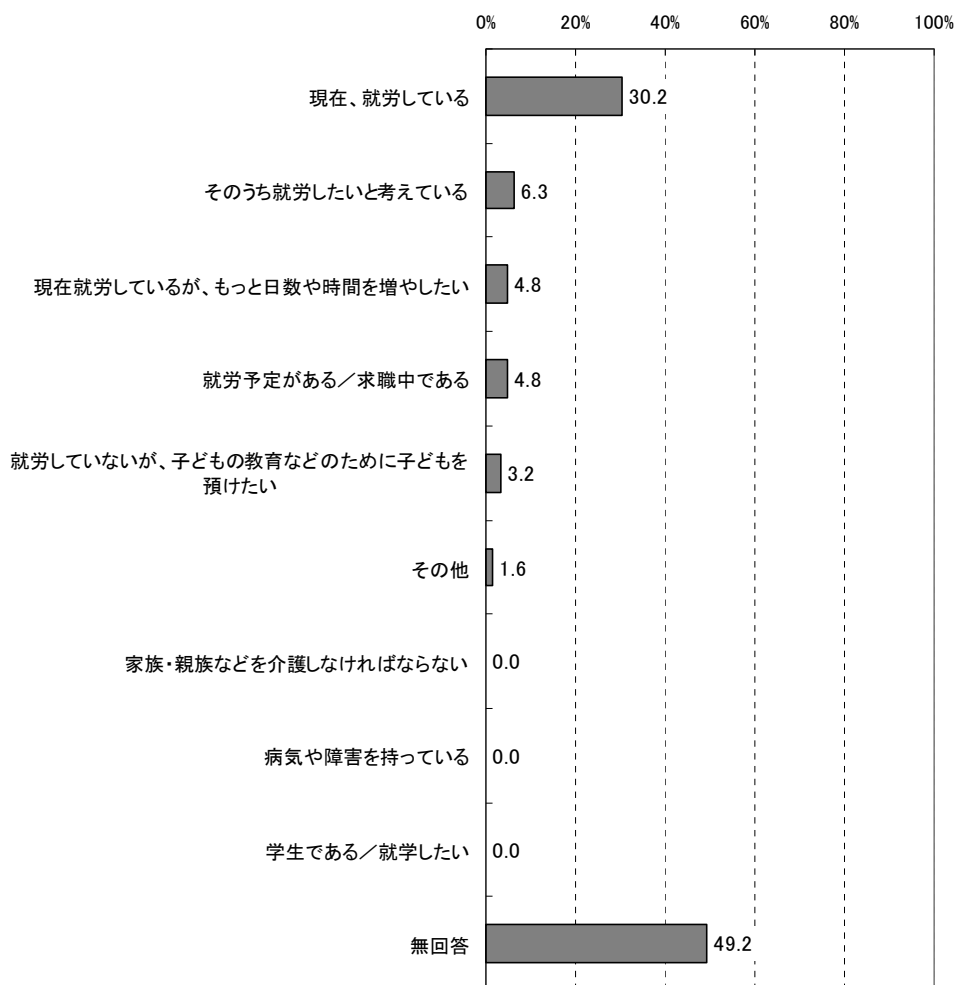
図(資料)-3 利用したい保育サービス/n=113



④ 保育サービスを利用したいと考えている理由（就学前児童）

保育サービスを利用したいと考えている理由は、「現在、就労している」が30.2%、「そのうち就労したいと考えている」が6.3%、「現在就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい」と「就労予定がある/求職中である」が4.8%と以下のようになっています。

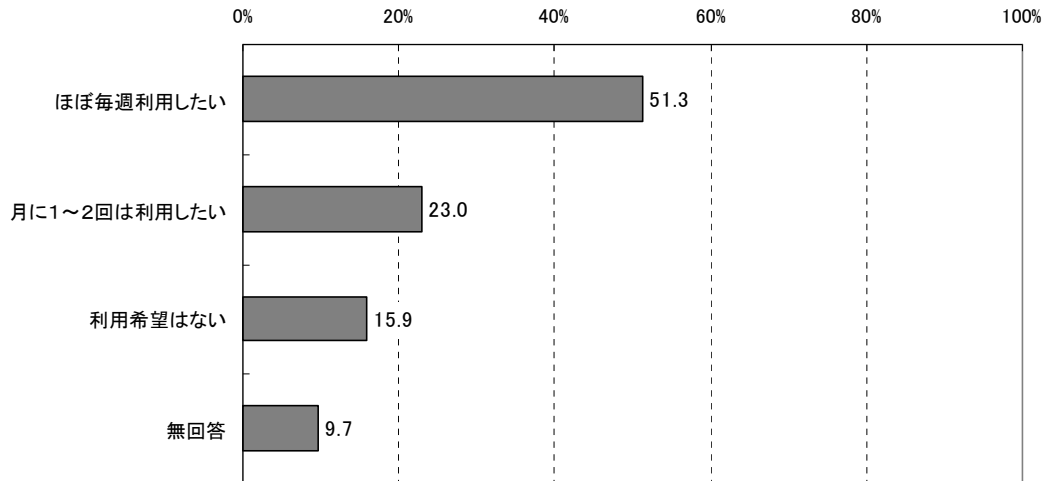
図（資料） - 3 保育サービスを利用したい理由/n=63



⑤ 土曜日の保育サービスの利用希望（就学前児童）

「ほぼ毎週利用したい」が51.3%、「月1～2日は利用したい」が23.0%、「利用希望はない」が15.9%となっています。

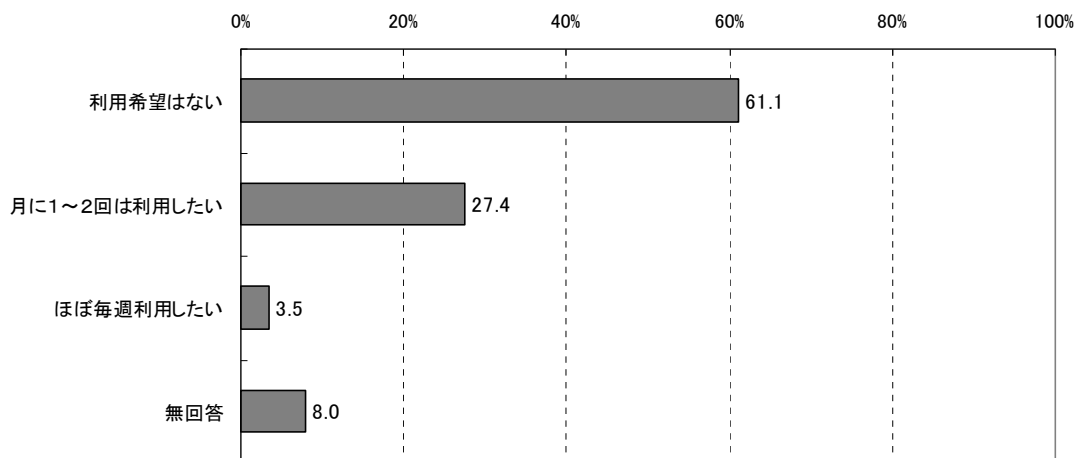
図（資料）－ 4 土曜日の保育サービス等の利用希望 /n=113



⑥ 日曜日・祝日の保育サービスの利用希望（就学前児童）

「利用希望はない」が61.1%、「月1～2日は利用したい」が27.4%、「ほぼ毎週利用したい」が3.5%となっています。

図（資料）－ 5 日曜日・祝日の保育サービスの利用希望/n=113

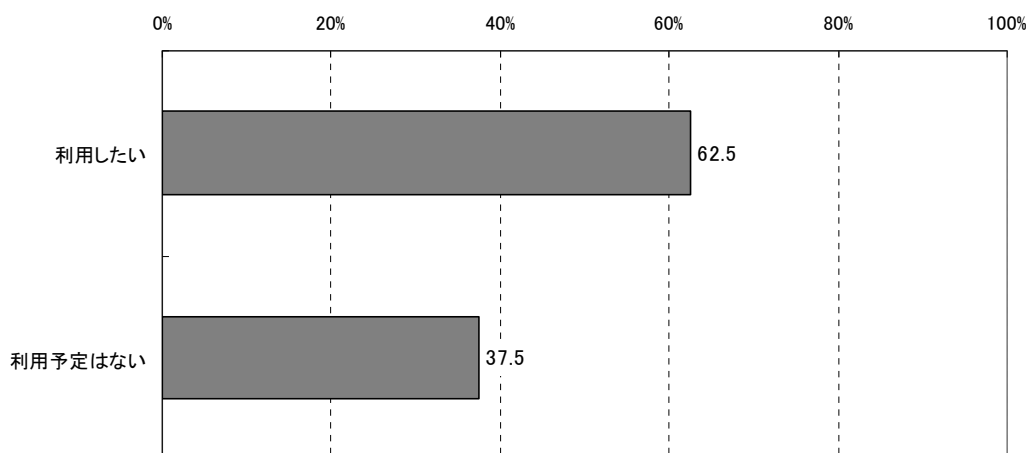


(2) 放課後児童クラブについて

① 放課後児童クラブの利用希望（就学前児童）

来年度就学予定の児童の放課後児童クラブの利用希望は、「利用したい」が62.5%、「利用予定はない」が37.5%となっています。

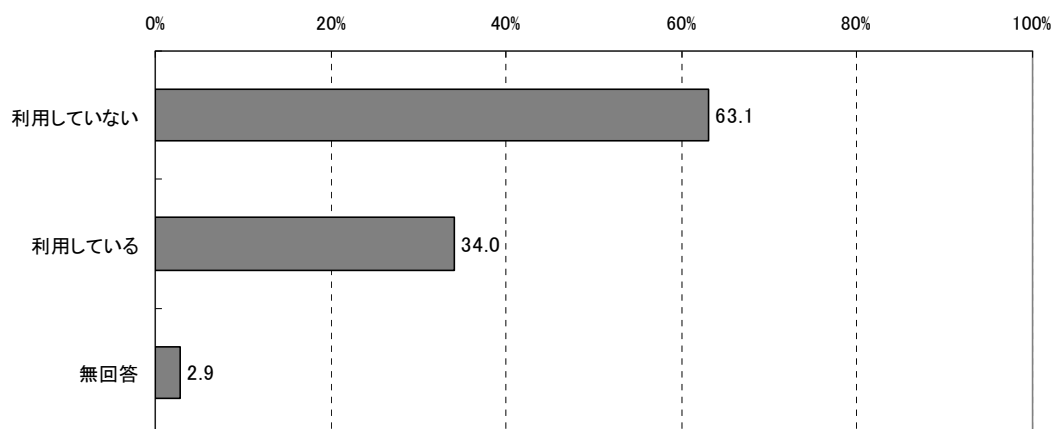
図（資料）－ 6 放課後児童クラブの利用希望/n=80



② 放課後児童クラブの利用状況（小学校児童）

現在の放課後児童クラブの利用状況は、「利用していない」が63.1%、「利用している」が34.0%となっています。

図（資料）－ 7 放課後児童クラブの利用状況/n=103

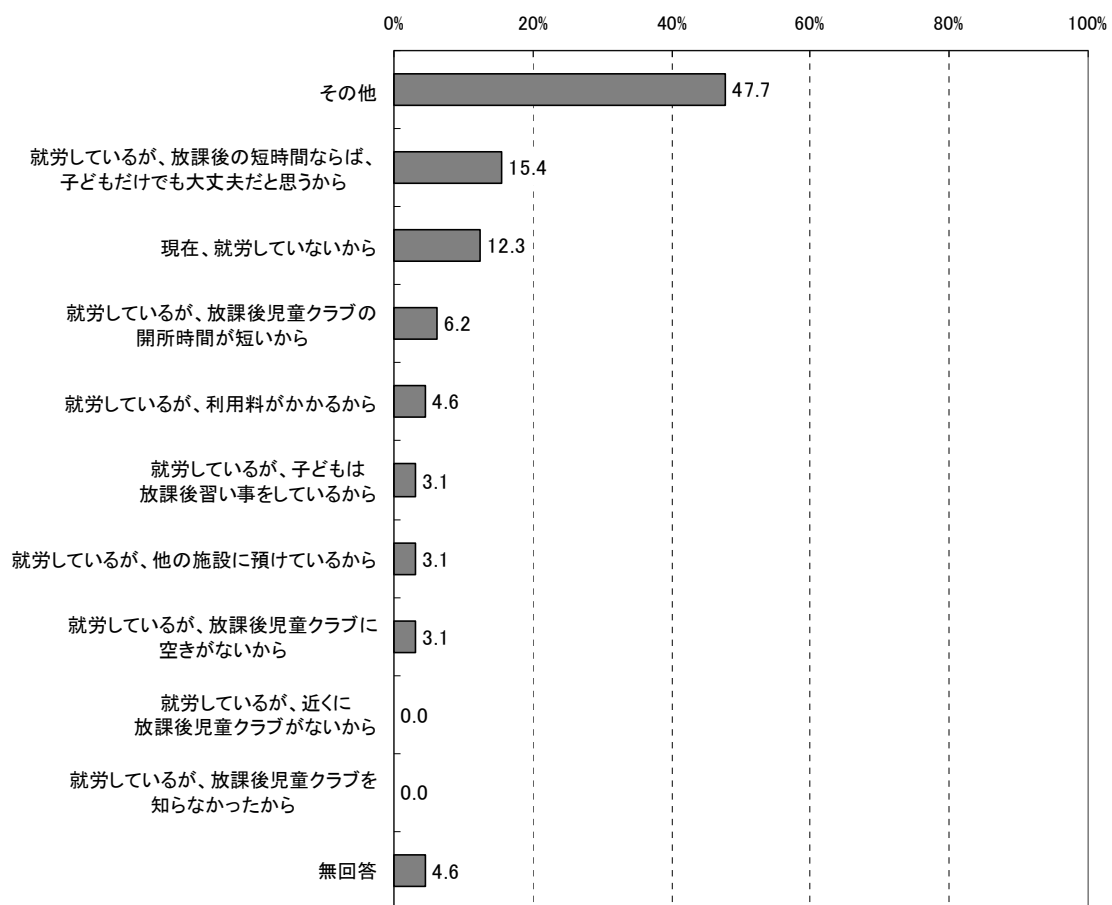


③ 放課後児童クラブを利用していない理由（小学校児童）

「その他」が 47.7%、「就労しているが、放課後の短時間ならば子どもだけでも大丈夫だと思うから」が 15.4%、「現在、就労していないから」が 12.3%と以下のようになっています。

「その他」の主な理由は、「部活があるから」、「子供が行きたがらないから」、「仕事が遅いので迎えに行けない」、「一緒に帰る子が一人になるから」、「帰宅時間に誰かしら家にいる」でした。

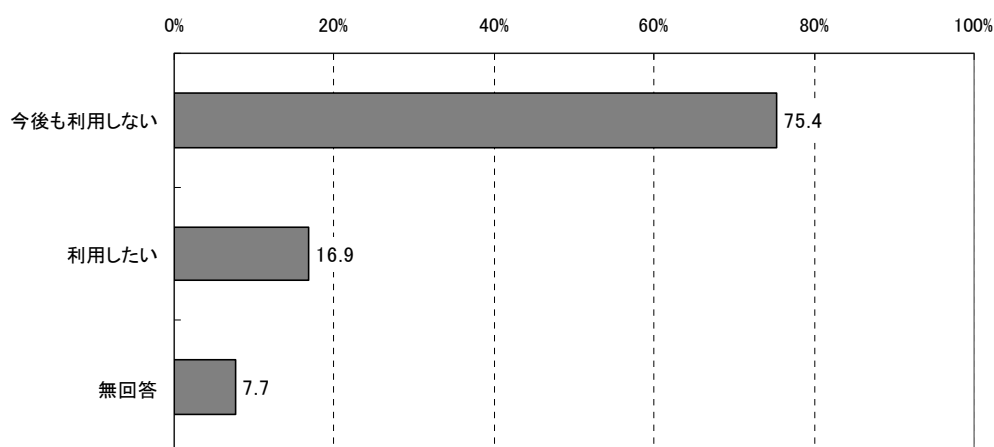
図（資料）－ 8 放課後児童クラブを利用していない理由/n=65



④ 放課後児童クラブの利用意向（小学校児童）

現在利用していない人の今後の利用意向は、「今後も利用しない」が75.4%、「利用したい」が16.9%となっています。

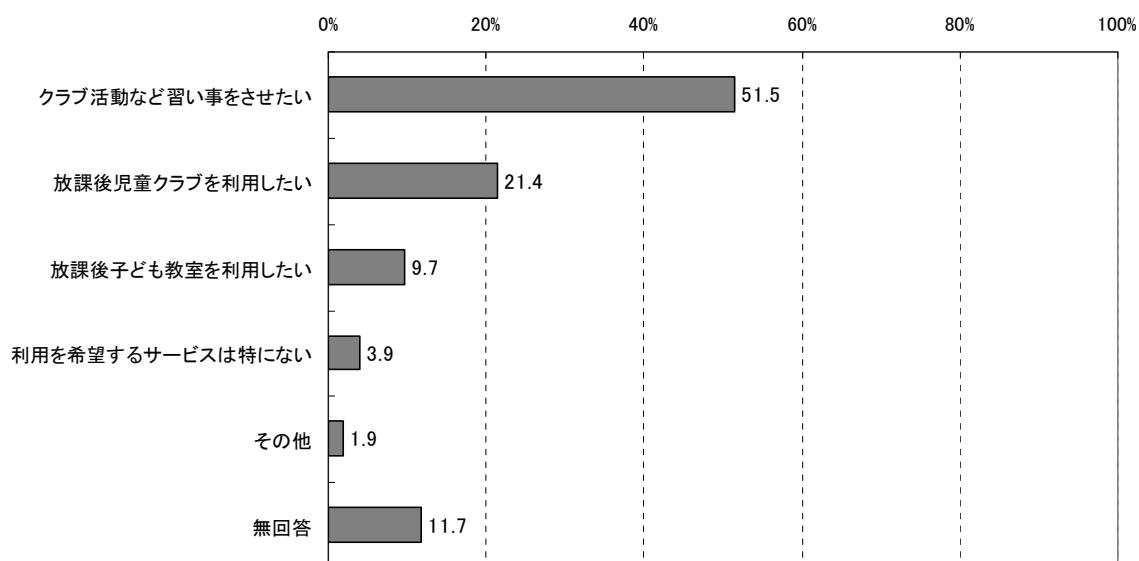
図（資料）－ 9 放課後児童クラブの利用意向/n=65



⑤ 小学4年生以降の放課後の過ごし方（小学校児童）

「クラブ活動など習い事をさせたい」が最も多く51.5%、ついで「放課後児童クラブを利用したい」が21.4%、「放課後子ども教室を利用したい」が9.7%と以下のようになっています。

図（資料）－ 10 小学4年生以降の放課後の過ごし方/n=103

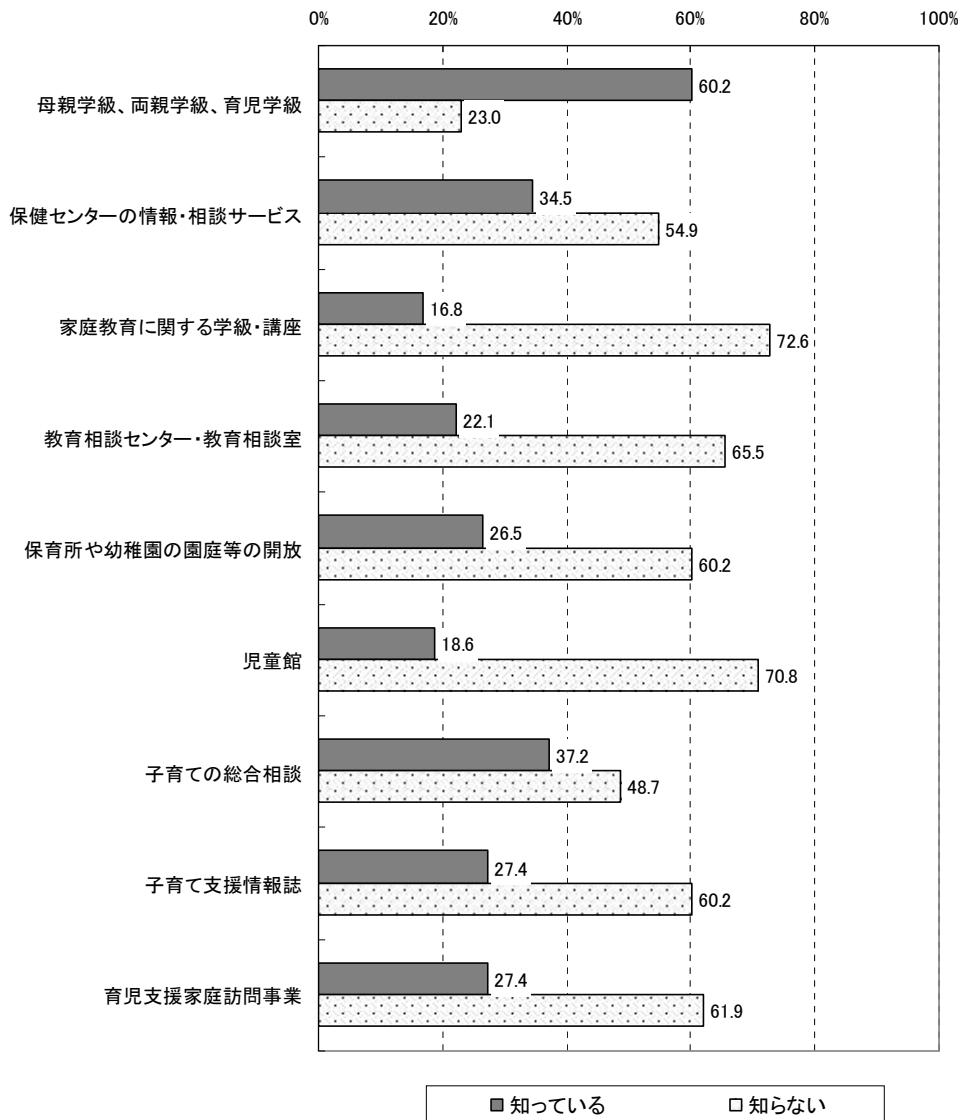


(3) 子育て支援サービスについて

① 子育て支援サービスの認知状況（就学前児童）

『知っている』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が60.2%と最も高率で、「子育ての総合相談」37.2%、「保健センターの情報・相談サービス」34.5%と以下のようになっています。

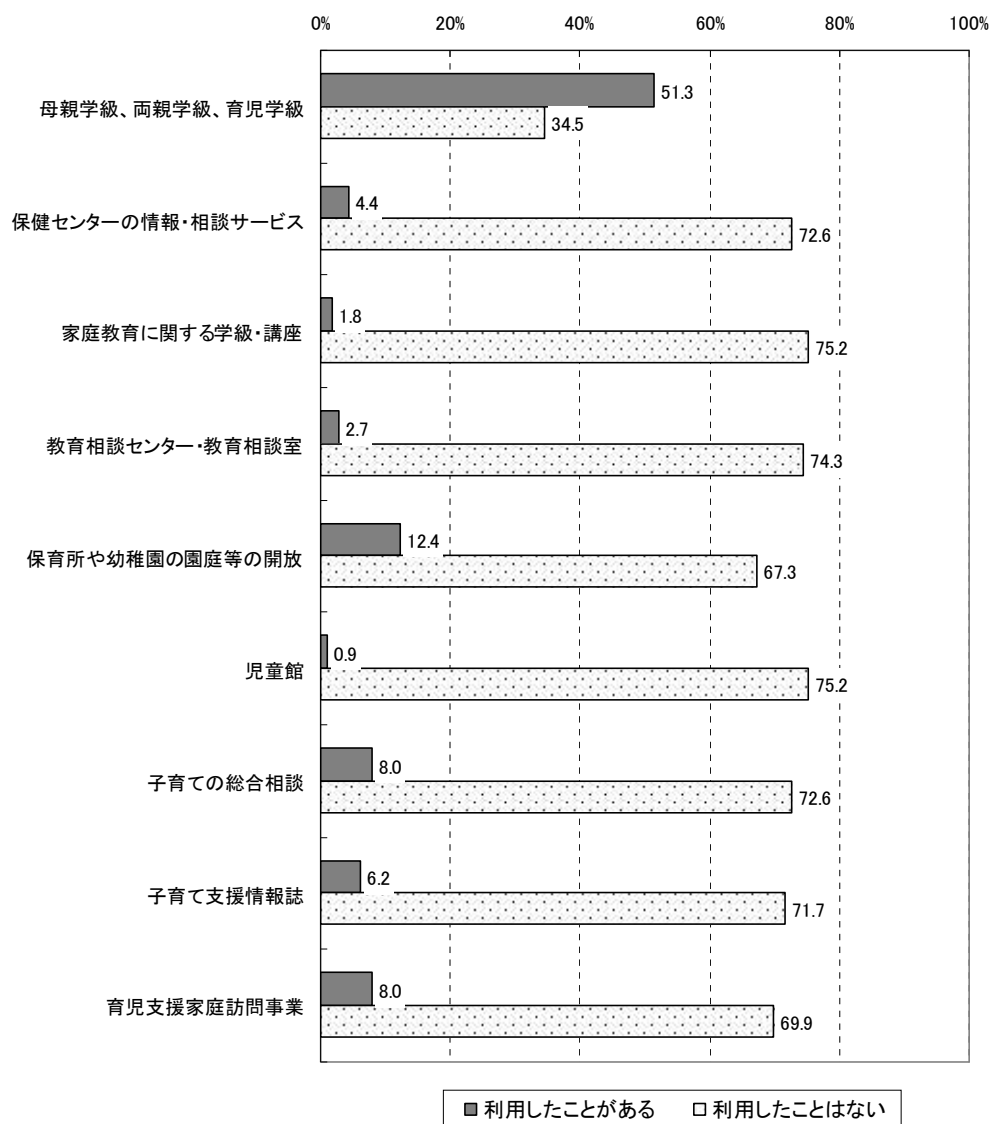
図（資料） - 11 子育て支援サービスの認知状況 /n=113



② 子育て支援サービスの利用状況（就学前児童）

『利用したことがある』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が51.3%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」12.4%と以下のようになっています。

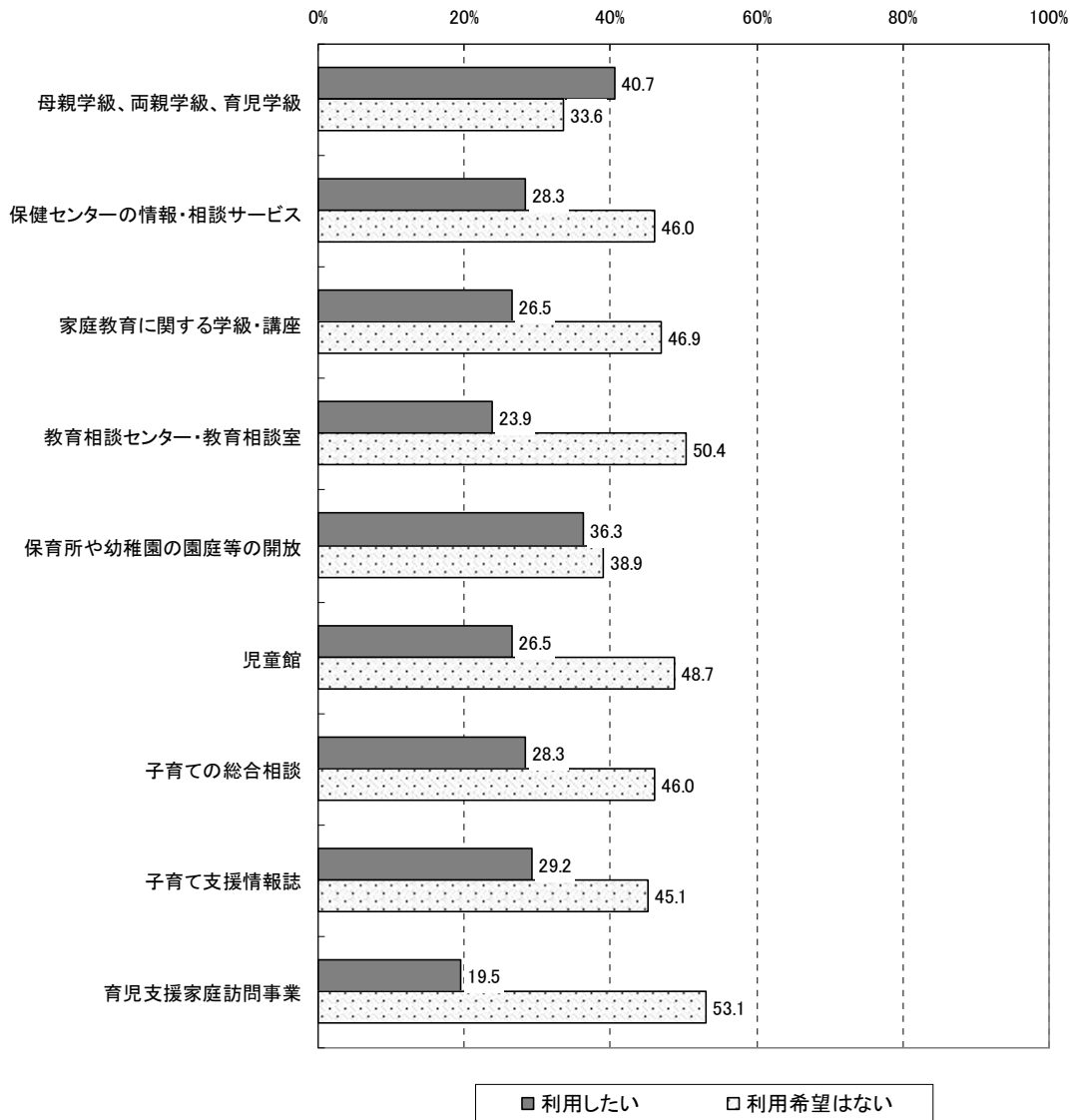
図（資料）－ 12 子育て支援サービスの利用状況/n=113



③ 子育て支援サービスの利用意向（就学前児童）

『利用したい』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が40.7%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」36.3%、「子育て支援情報誌」29.2%と以下のようになっています。

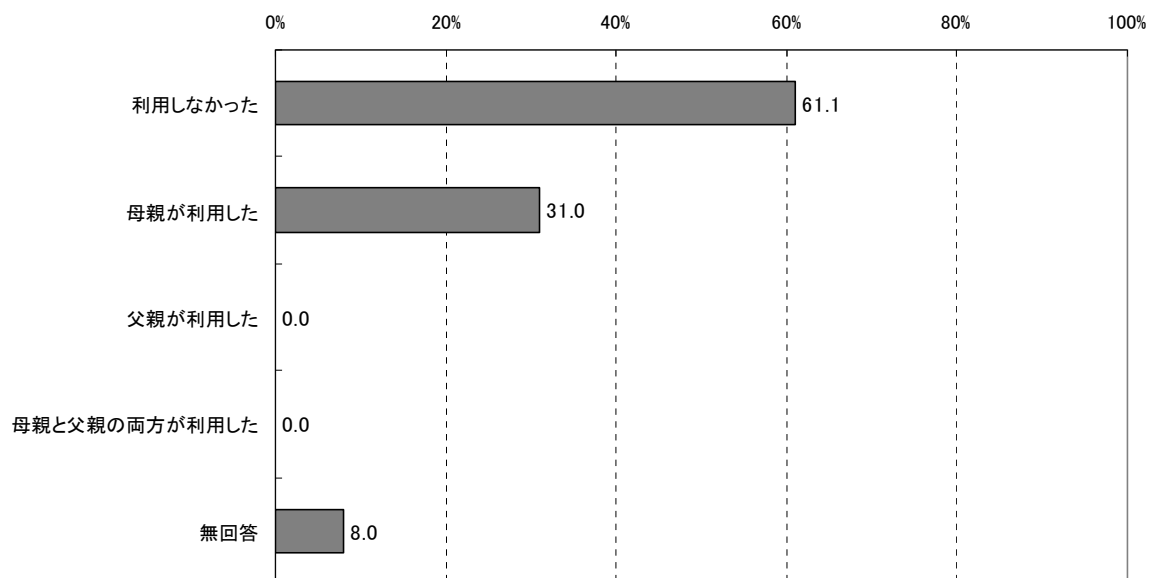
図（資料）- 13 子育て支援サービスの利用意向/n=113



(4) 育児休業制度の利用について（就学前児童）

「利用しなかった」が最も多く61.1%、「母親が利用した」が31.0%でした。

図（資料） - 14 育児休業制度の利用について/n=113

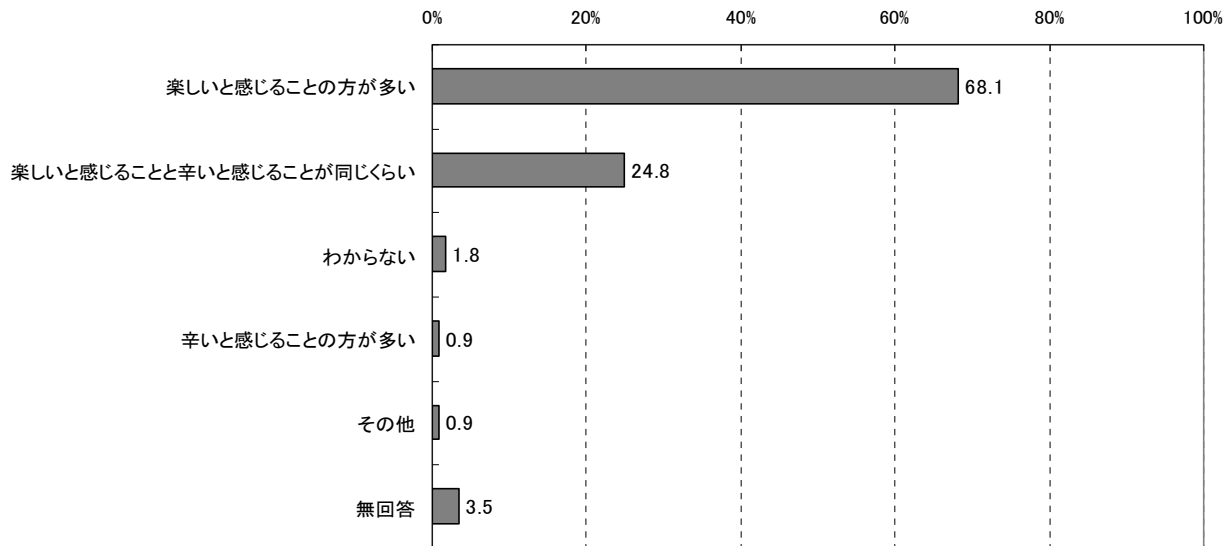


(5) 子育てについて

① 子育てを楽しんでいることが多いか、辛いと感じていることが多いかについて(就学前児童)

「楽しいと感じることのほうが多い」が最も多く 68.1%、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が 24.8%、「わからない」が 1.8%、「辛いと感じることのほうが多い」が 0.9%でした。

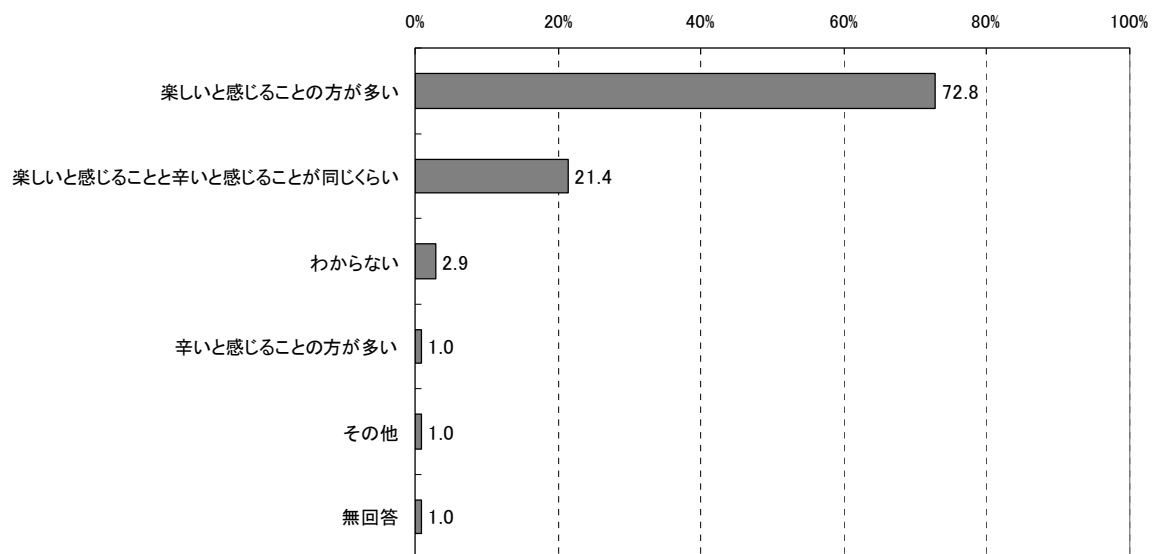
図(資料) - 15 子育てについて感じる事(就学前児童) /n=113



② 子育てを楽しんでいることが多いか、辛いと感じていることが多いかについて(小学校児童)

「楽しいと感じることのほうが多い」が最も多く 72.8%、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が 21.4%、「わからない」が 2.9%、「辛いと感じることのほうが多い」が 1.0%でした。

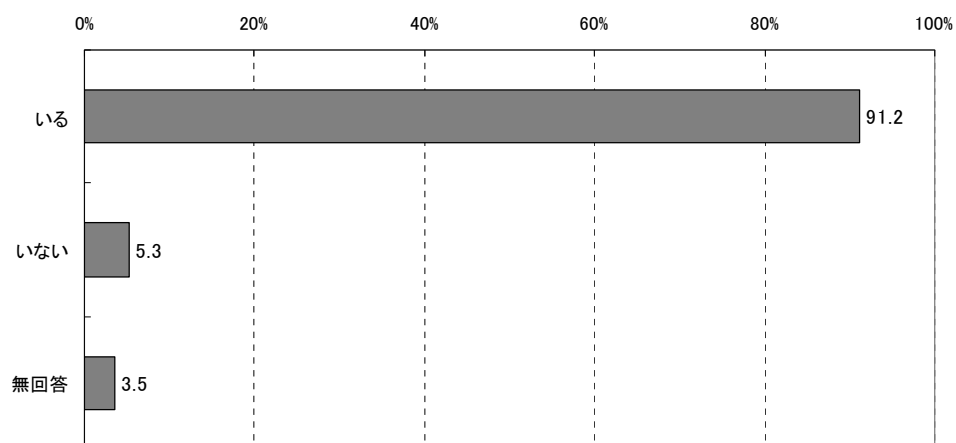
図(資料) - 16 子育てについて感じる事(小学校児童) /n=103



③ 子育てについて気軽に相談できる人の有無（就学前児童）

相談できる人が「いる」人は91.2%、「いない」人は5.3%でした。

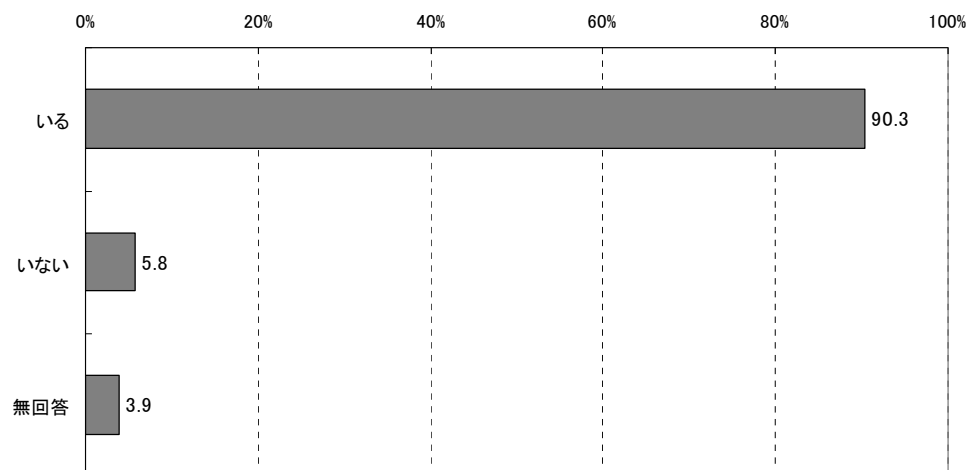
図（資料）- 17 子育ての相談相手の有無（就学前児童）/n=113



④ 子育てについて気軽に相談できる人の有無（小学校児童）

相談できる人が「いる」人は90.3%、「いない」人は5.8%でした。

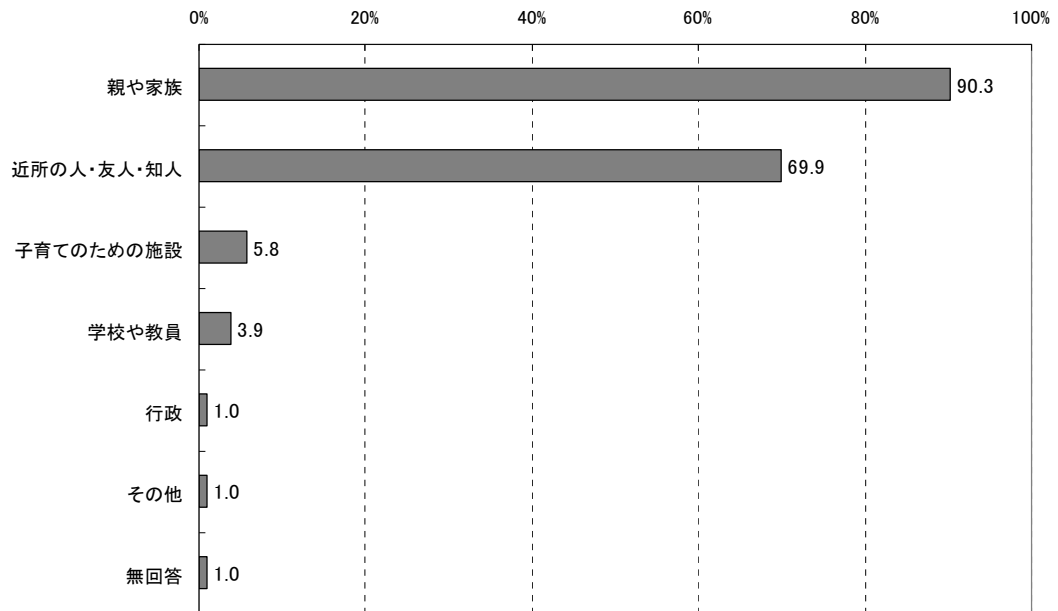
図（資料）- 18 子育ての相談相手の有無（小学校児童）/n=103



⑤ 子育てについて気軽に相談できる人（就学前児童）

複数回答で、「親や家族」が90.3%と最も多く、ついで「近所の人・友人・知人」69.9%、「子育てのための施設」5.8%と以下のようになっています。

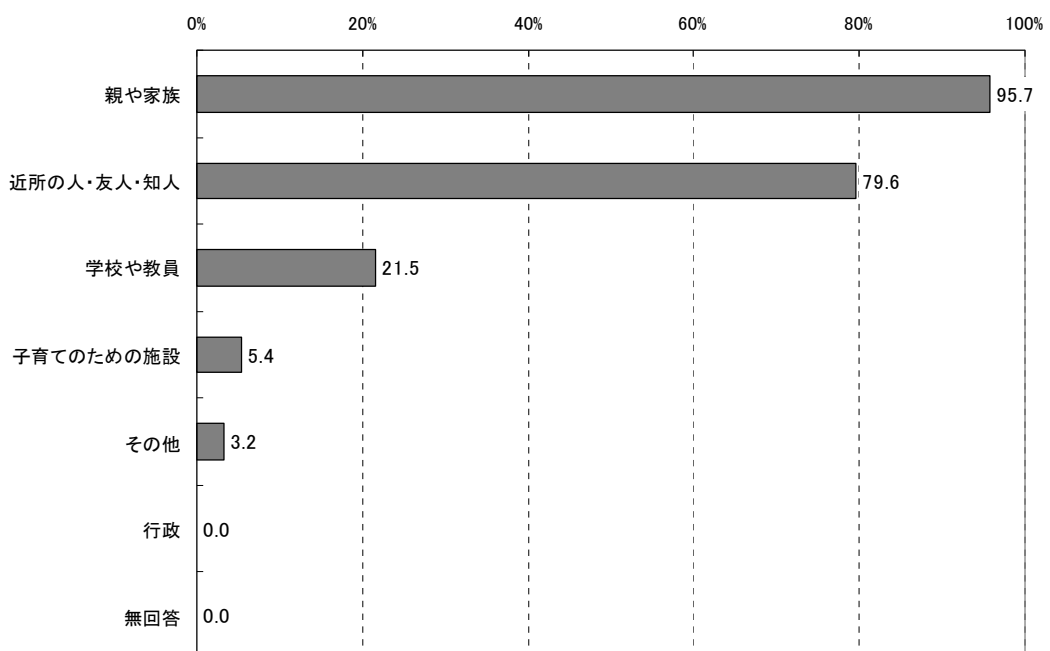
図（資料） - 19 子育てについての相談相手（就学前児童） /n=103



⑥ 子育てについて気軽に相談できる人（小学校児童）

複数回答で、「親や家族」が95.7%と最も多く、ついで「近所の人・友人・知人」79.6%、「学校や教員」21.58%と以下のようになっています。

図（資料） - 20 子育てについての相談相手（小学校児童） /n=93

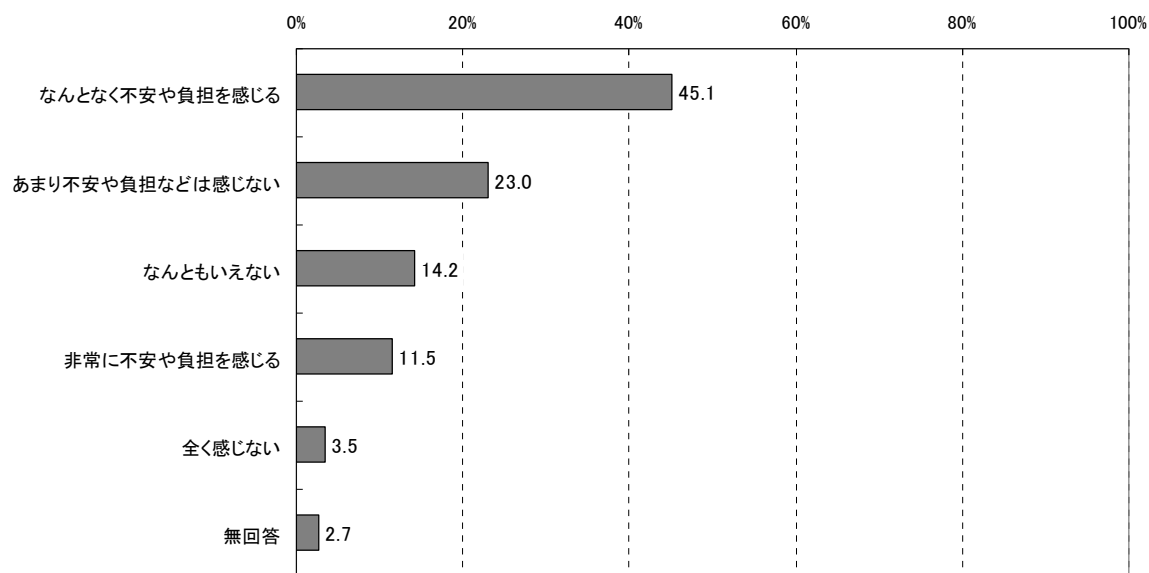


(6) 育児についての不安や、仕事との両立などについて

① 子育てに関する不安感や負担感（就学前児童）

「なんとなく不安や負担を感じる」が45.1%、「非常に不安や負担を感じる」が11.5%、両者を合わせると56.6%が『感じる』と回答しています。また、「あまり不安や負担などは感じない」が23.0%、「全く感じない」は3.5%となっています。

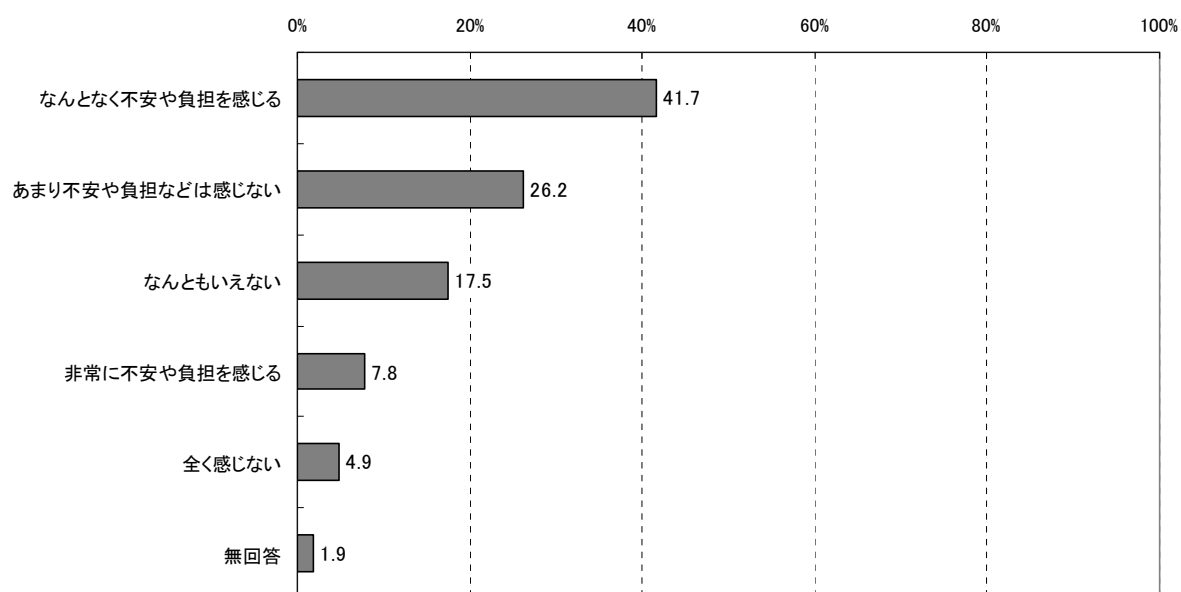
図（資料） - 21 子育てに関する不安感や負担感（就学前児童）/n=113



② 子育てに関する不安感や負担感（小学校児童）

「なんとなく不安や負担を感じる」が41.7%、「非常に不安や負担を感じる」が7.8%、両者を合わせると49.5%が『感じる』と回答しています。また、「あまり不安や負担などは感じない」が26.2%、「全く感じない」は4.9%となっています。

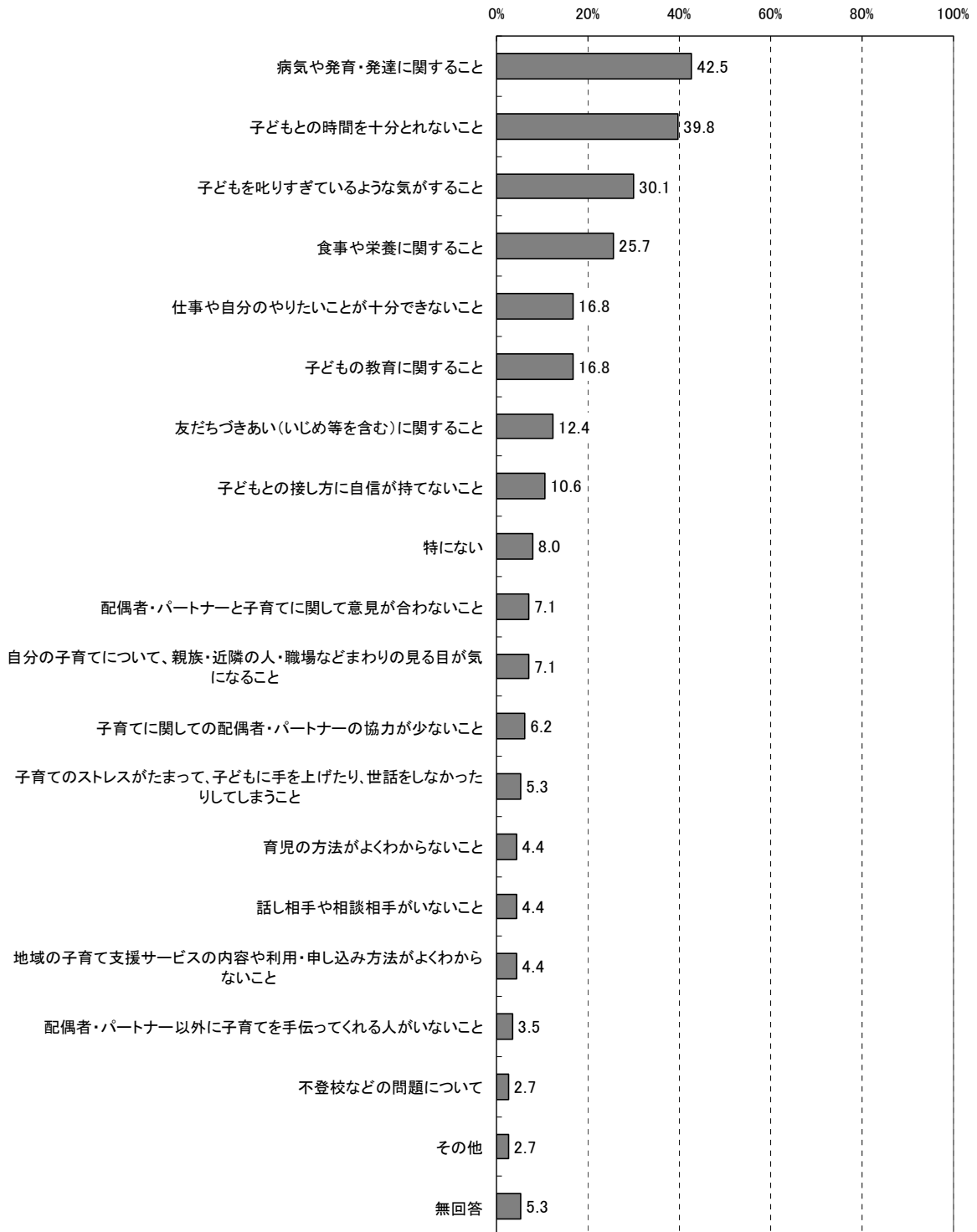
図（資料） - 22 子育てに関する不安感や負担感（小学校児童）/n=103



③ 子育てについて悩んでいること（就学前児童）

複数回答で「病気や発育・発達に関すること」が42.5%と最も高率で、ついで「子どもとの時間を十分とれないこと」39.8%、「子供を叱りすぎているような気がする」30.1%、「食事や栄養に関すること」25.7%と以下のようになっています。

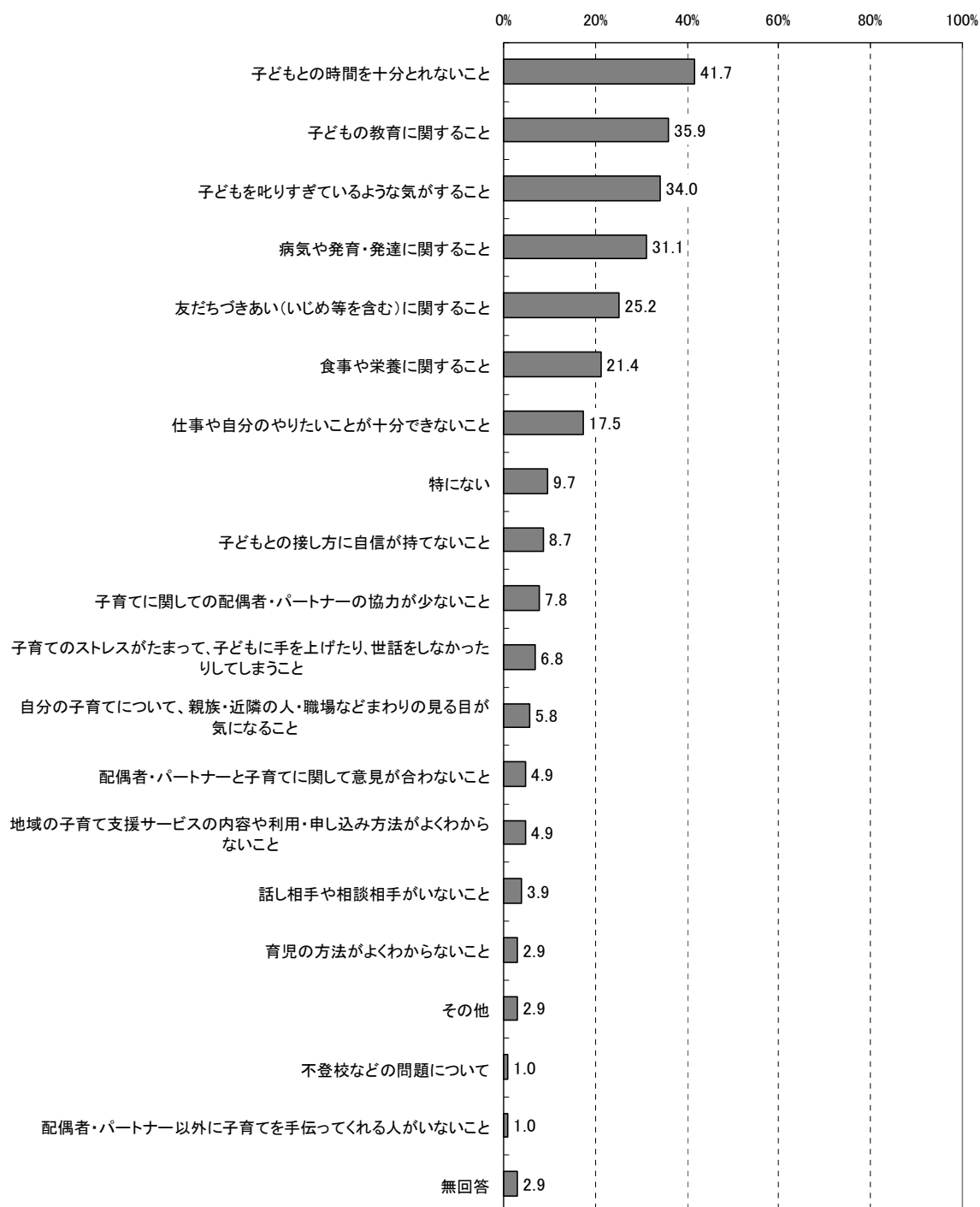
図（資料） - 23 子育てについて悩んでいること（就学前児童） /n=113



④ 子育てについて悩んでいること（小学校児童）

複数回答で「子どもとの時間を十分取れないこと」が41.7%と最も高率で、ついで「子どもの教育に関すること」35.9%、「子供を叱りすぎているような気がする」34.0%、「病気や発育・発達に関すること」31.1%、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」25.2%と以下のようになっています。

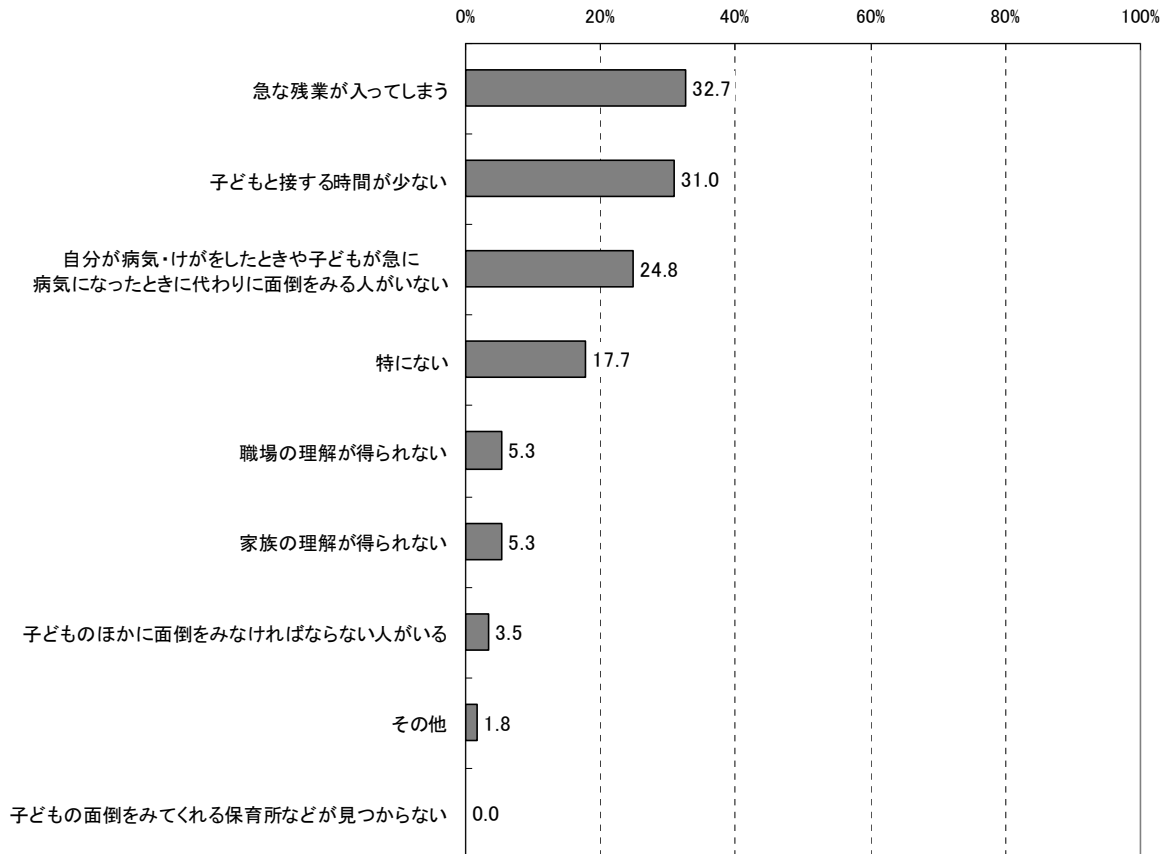
図（資料） - 24 子育てについて悩んでいること（小学校児童） /n=103



⑤ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（就学前児童）

複数回答で「急な残業が入ってしまう」が 32.7%、「子どもと接する時間が少ない」が 31.0%、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」が 24.8%と以下のようになっています。

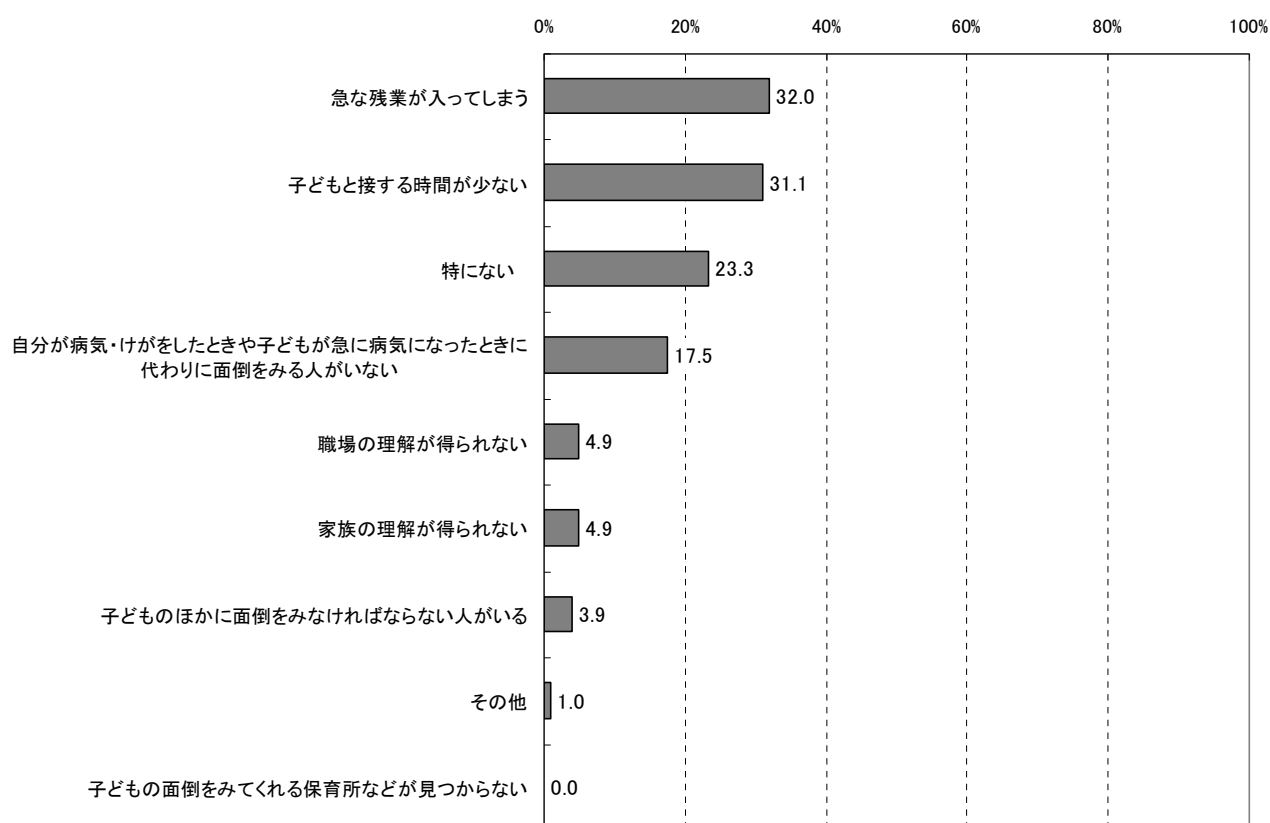
図（資料） - 25 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（就学前児童） /n=113



⑥ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（小学校児童）

複数回答で「急な残業が入ってしまう」が 32.0%、「子どもと接する時間が少ない」が 31.1%、「特にない」が 23.3%と以下のようになっています。

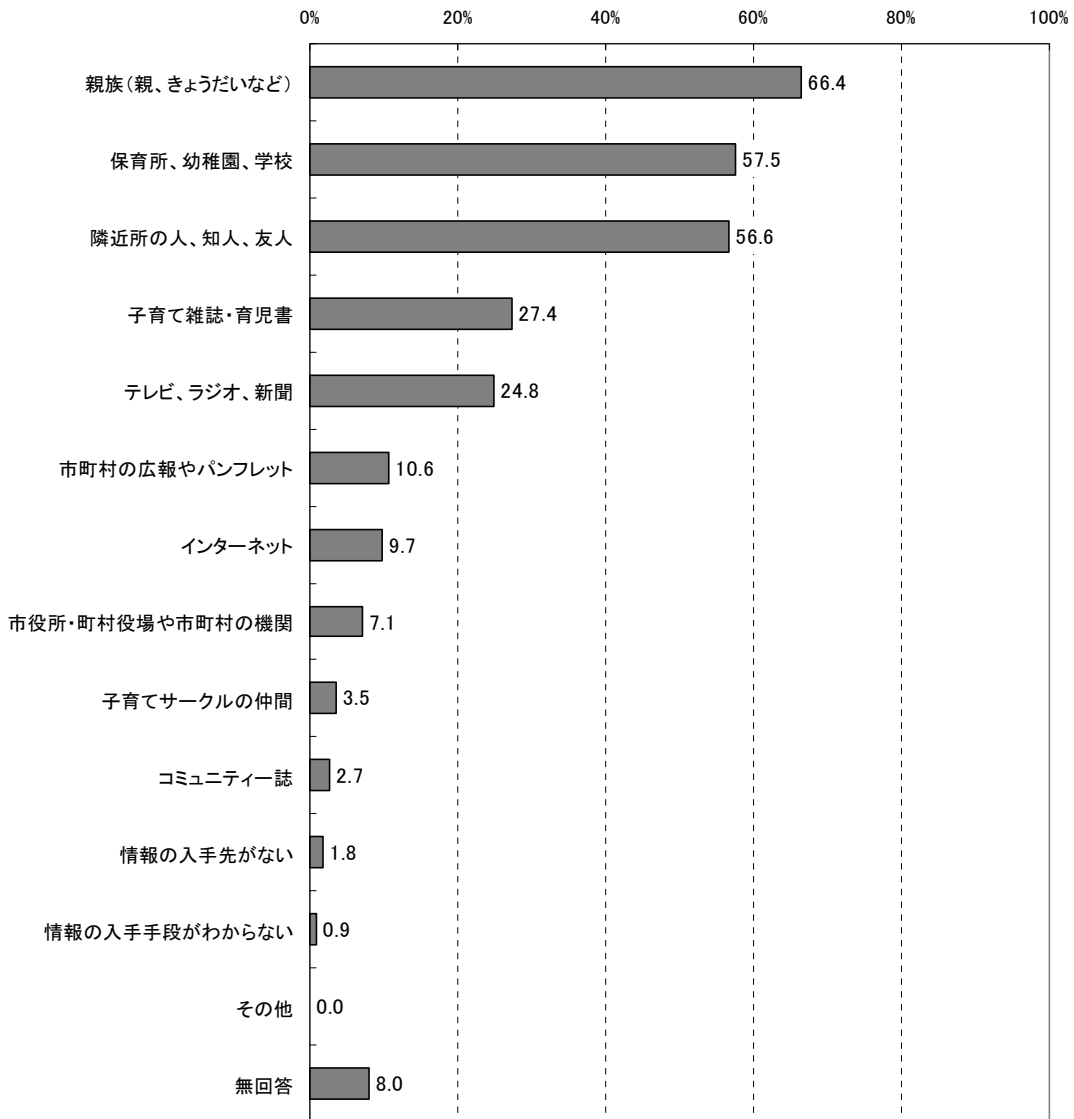
図（資料） - 26 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（小学校児童） /n=103



⑦ 子育てに関する情報の入手先（就学前児童）

複数回答で「親族（親、きょうだいなど）」が66.4%と最も高率で、以下、「保育所、幼稚園、学校」57.5%、「隣近所の人、知人、友人」56.6%と続いています。また、「情報の入手先がない」は1.8%、「情報の入手手段がわからない」は0.9%となっています。

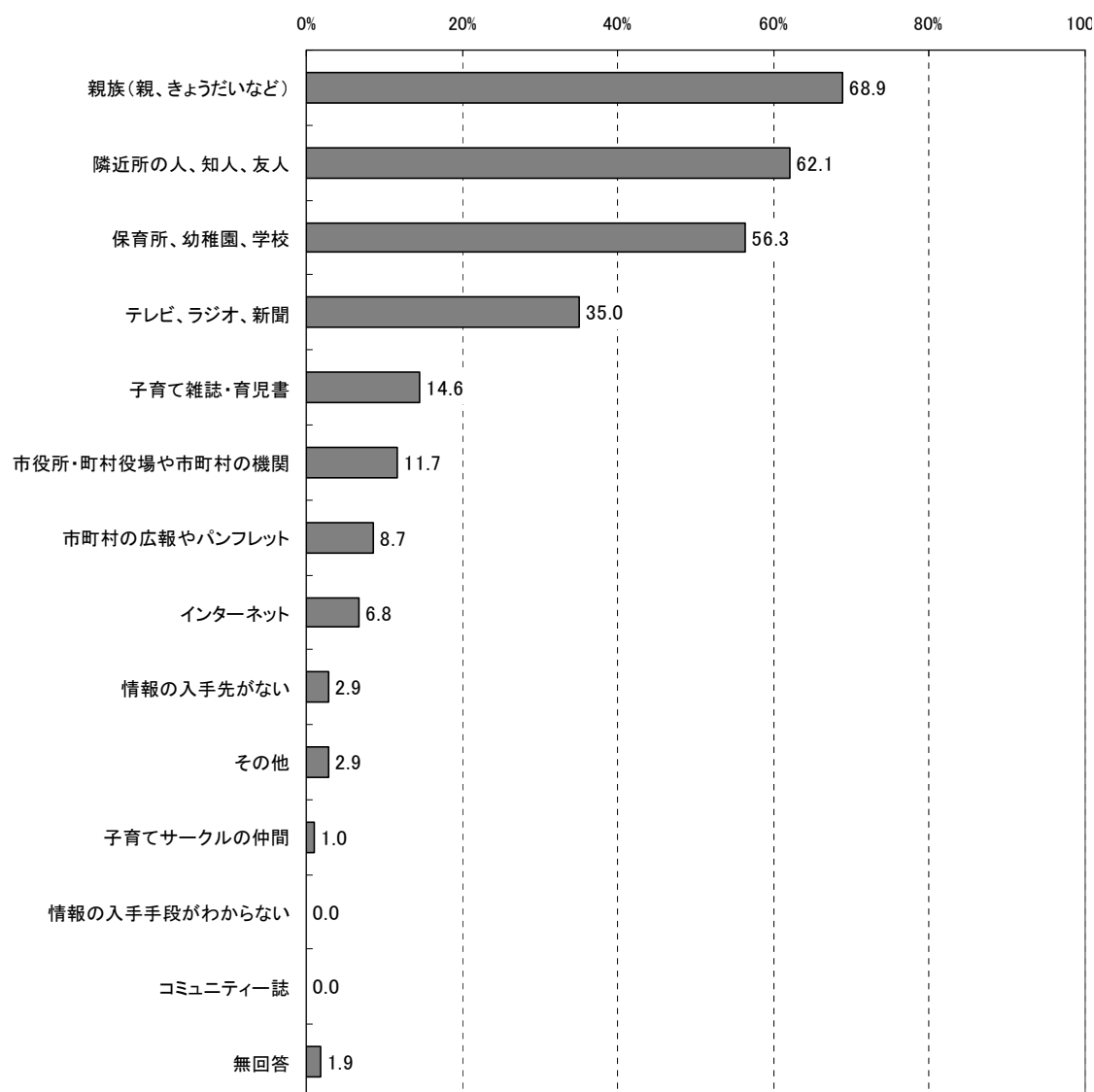
図（資料） - 27 子育てに関する情報の入手先（就学前児童） /n=113



⑧ 子育てに関する情報の入手先（小学校児童）

複数回答で「親族（親、きょうだいなど）」が 68.9%と最も高率で、以下、「隣近所の人、知人、友人」62.1%、「保育所、幼稚園、学校」56.3%、と続いています。また、「情報の入手先がない」は 2.9%となっています。

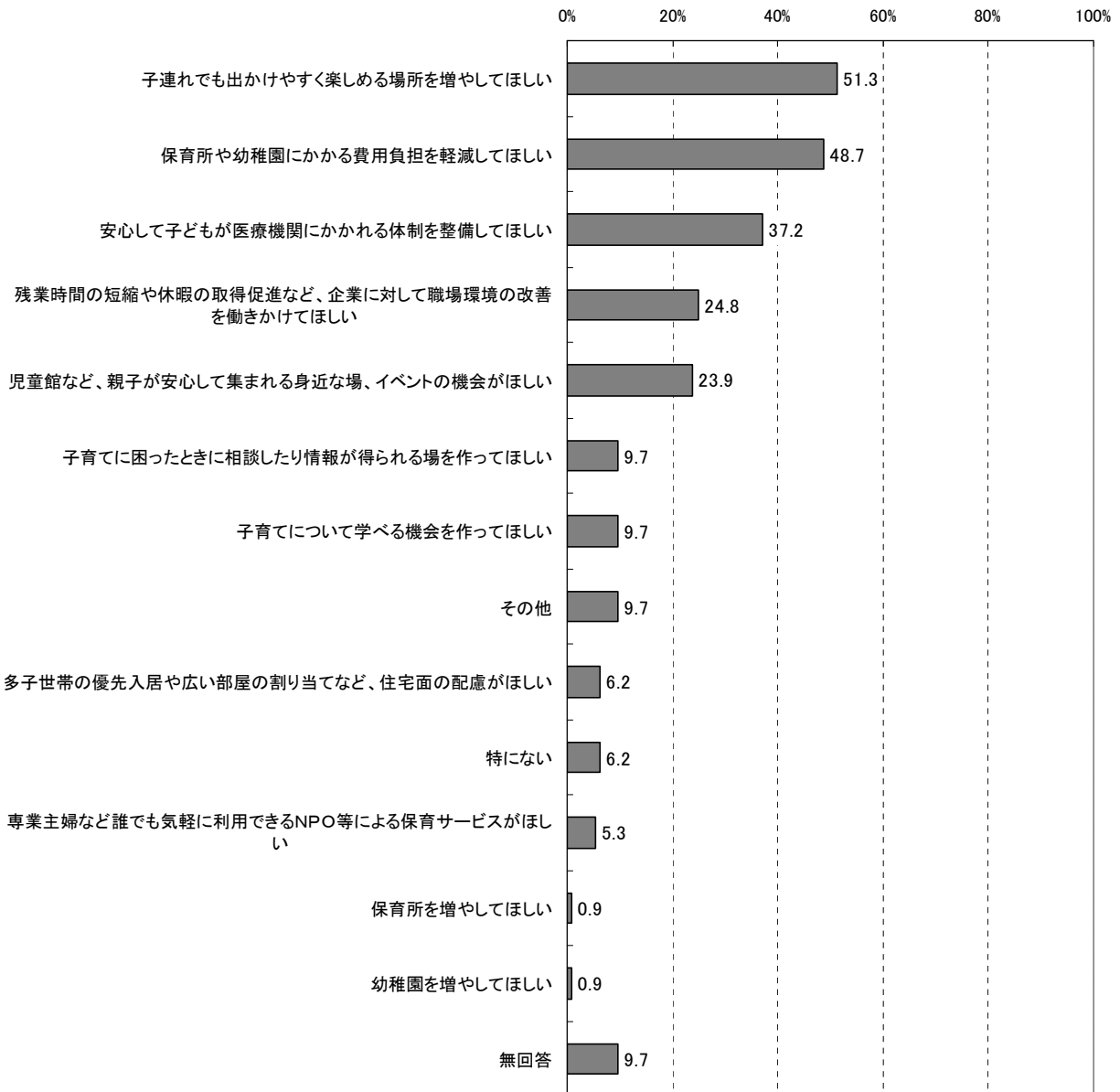
図（資料） - 28 子育てに関する情報の入手先（小学校児童） /n=103



⑨ 相良村にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（就学前児童）

複数回答で「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 51.3%、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」48.7%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」37.2%のと以下のようになっています。

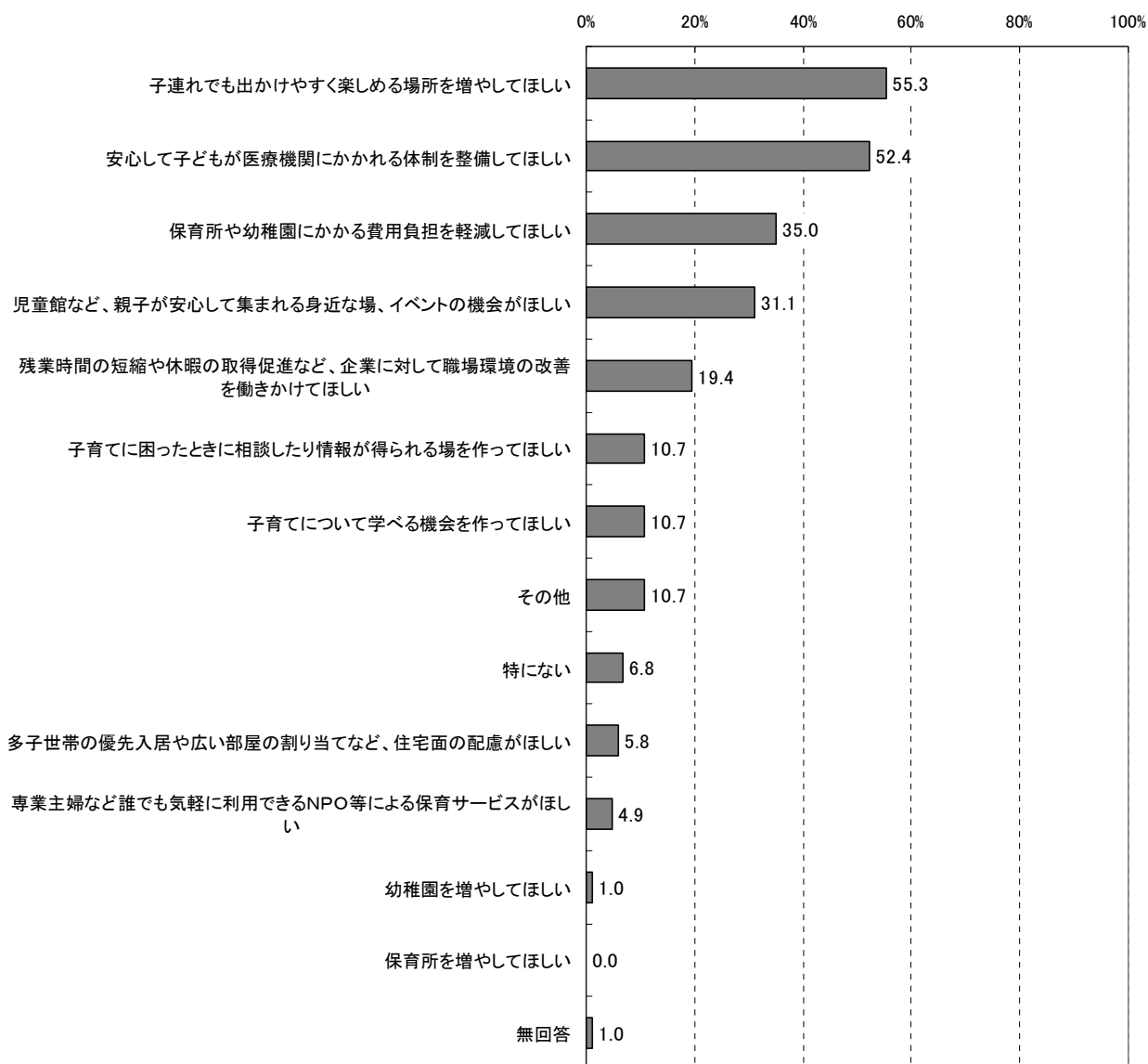
図（資料） - 29 相良村に図ってほしい子育て支援（就学前児童） /n113



⑩ 相良村にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（小学校児童）

複数回答で「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 55.3%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」52.4%、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」35.0%と以下のようになっています。

図（資料） - 30 相良村に図ってほしい子育て支援（小学校児童） /n103



3. 相良村次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会委員名簿

区分	平成 21 年度		備 考
	職 名	氏 名	
関係機関及び団体	教育長	本 田 哲 彦	会長
	南小学校長	鮫 島 謙 一	
	北小学校長	田 中 慎 一 郎	
	相良中学校長	藤 本 誠 一	
	学校 P T A 会長代表	久 保 田 克 祐	
	暁保育園長	安 部 弘 昭	
	なつめ保育園長	緒 方 眞 喜 代	
	四浦保育所あざみ園長	緒 方 裕 之	副会長
	暁保育園 保護者会会長	日 野 泰 典	
	なつめ保育園 保護者会会長	岡 本 博 士	
	四浦保育所あざみ園 保護者会会長	赤 池 雅 弘	
	民生委員協議会 会長	岩 本 正 輝	
	区長会長	田 口 道 夫	
行政関係	総務課長	豊 原 幸 一 郎	
	総務課 企画財政係長	上 原 昭 光	
	保健福祉課 保健係長 (保健師)	潮 谷 よう 子	
	建設課 管理係長	村 山 竜 二	
	教育委員会 社会教育係長	廣 末 政 邦	
事務局	保健福祉課長	中 村 秀 樹	
	保健福祉課 福祉係長	平 川 千 春	
	保健福祉課 福祉係参事	渋谷 美佐江	

相良村次世代育成支援後期行動計画

発行日 平成22年3月

発行 **相良村**

〒868-0094 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1

電話(0966)35-0211
